

令和7年度 尼崎市社会保障審議会 第1回計画策定部会 次第

日時：令和7年10月31日（金）10時00分～12時00分

場所：尼崎市役所本庁 南館地下1階 B1-3会議室

1 委員及び出席職員紹介

資料1

2 計画策定部会の進め方等について

(1) 第5期「あまがさきし地域福祉計画」策定について

資料2・3

(2) 計画策定に向けた会議体開催スケジュール

資料4

3 国の動向について

(1) 地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめ等について

資料5

4 第4期あまがさきし地域福祉計画のPDCAについて

資料6

5 アンケート調査の概要について

資料7

6 事務連絡

以 上

【配付資料】

資料1 令和7年度 尼崎市社会保障審議会 第1回計画策定部会 委員名簿

資料2 諮問書

資料3 第5期「あまがさきし地域福祉計画」の策定について

資料4 計画策定に向けた会議体開催スケジュール

資料5 地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ

資料6 令和7年度第4期あまがさきし地域福祉計画評価管理シート（案）

資料7 アンケート調査の概要について

参考資料 第4期「あまがさきし地域福祉計画」本編・資料編

【次回以降開催予定】

第2回 令和7年11月10日（月）17時～19時 中央北生涯学習プラザ小ホール

第3回 令和7年12月15日（月）10時～12時 中央北生涯学習プラザ小ホール

令和 7 年度 第 1 回尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会
計画策定部会 委員名簿

(区分別 五十音順 敬称略)

No.	委員 区分	氏名	役 職 名	
1	委員	大岡 由佳	武庫川女子大学 教授	○
2		荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部長	◎
3	専門委員	阿部 光子	尼崎市民生児童委員協議会連合会 副会長	
4		高尾 絹代	尼崎市身体障害者連盟福祉協会 副理事長	
5		堀 洋子	尼崎市 P T A 連合会 会計	
6		山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会 副理事長	
7		山本 秀樹	関西国際大学 准教授	
8	特別委員	近藤 誠司	関西大学 教授	
9		濱田 英世	特定非営利活動法人やんちゃんこ 代表理事	
10		林 瑞知子	尼崎市社会福祉協議会 地域福祉推進部副部長	
11		南 洋一郎	兵庫県司法書士会阪神支部 成年後見等支援センター運営委員会委員	
12		八代 康孝	尼崎市「立花南」地域包括支援センター 管理者	

◎・・・部会長

○・・・副部会長

○市職員名簿

No.	所属			職員名
1	福祉局	福祉部		富田 部長
2			福祉課	畠山 課長
3				池田 係長
4			重層的支援推進担当	宮本 課長
5			高齢介護課	迫田 課長
6			包括支援担当	塩谷 課長
7		障害福祉担当	障害福祉政策担当	山崎 課長
8		北部保健福祉センター		池下 所長
9			北部福祉相談支援課	針谷 課長
10		南部保健福祉センター		東 所長
11			南部福祉相談支援課	今泉 課長
12	こども青少年局	こども青少年部	こども青少年課	浅田 課長

○「あまがさきし地域福祉計画策定支援業務」受託事業者

(敬称略)

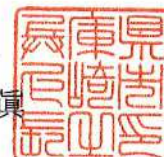
No.	所属	氏名
1	株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所	西川 理津子
2		眞木 勇斗

尼 福 第 3 3 8 号
令和 7 年 8 月 22 日

諮 問 書

尼崎市社会保障審議会
委員長 松原 一郎 様

尼 崎 市 長
松 本 眞



「第5期あまがさきし地域福祉計画」の策定について（諮問）

本市では、「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき」を基本理念として令和4年3月に「第4期あまがさきし地域福祉計画」を定め、地域福祉の推進に取り組んでおりますが、当該計画が令和8年度末をもって計画年限を迎えることとなりました。

現代社会においては、少子高齢・人口減少という大きな社会的問題を抱えながら、制度・分野ごとには解決できない課題、社会的孤立・社会的排除への対応や地域の「つながり」の希薄化などの様々な課題に対応する必要があります。

そのため、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくといった地域共生社会の実現に向けて、更なる地域福祉の推進が求められています。

こうしたことから、令和2年に規定された重層的支援体制整備の実施などの社会福祉法の改正内容を踏まえるとともに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年施行）」や「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年施行）」に規定される各市町村計画を地域福祉計画へ包含し、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を一体的に定めて、本市の地域福祉の推進に取り組んでいます。

つきましては、これまでの取組を基礎としながら、幅広い分野のご意見を貴審議会より伺いたく、次期計画の策定について諮問いたします。

以 上
(福祉局福祉部福祉課)

「第5期あまがさきし地域福祉計画」の策定について

1 地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づく、市町村地域福祉計画にあたるものです。地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられております。

（社会福祉法抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 「あまがさきし地域福祉計画」の位置づけ

尼崎市総合計画の部門別計画として位置づけるとともに、他の健康・医療、防災等の生活関連領域の諸計画と福祉分野別計画との連携を図る計画です。

また、福祉分野別計画との関連においては、各計画の目標値を達成するための施策は各分野を基本とし、本計画は地域福祉の観点から福祉分野別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、総合的な視点から地域福祉の在り方や地域福祉推進を図る取り組みを示すものです。さらに、市の策定する地域福祉計画と尼崎市社会福祉協議会が当事者、住民、関係機関、関係団体等の民間の具体的な活動・行動計画として策定する地域福祉推進計画と連携しながら取り組みを進めます。



3 次期計画のポイント

- 令和9年度に向けての改定にあたっては、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（3年間）」「障害者計画（6年間）」「障害福祉計画（3年間）」の関連する福祉分野の計画改定時期が同時となることから、計画終期を統一することによって、より計画間の調和を図れるよう、期間を5年間から6年間へ変更することを予定しています。
- 国の市町村地域福祉計画策定のガイドラインに盛り込むべき事項（別紙）として規定されている内容や第4期地域福祉計画の「点検・評価」シートの進捗状況や評価等も踏まえて策定を行います。
- また、国の「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめを踏まえ、第5期計画において検討が必要と考えられる主なポイントは次のとおりです。

【第5期計画で検討が必要と考えられる主なポイント】

- ① 地域共生社会の更なる展開に向けた対応（包括的な支援体制の整備）
- ② 身寄りのない高齢者等への対応
- ③ 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実・方向性
- ④ 災害時の被災者支援との連携の在り方

4 「第5期あまがさきし地域福祉計画」策定スケジュール（案） 資料4のとおり。

以 上

「第4期あまがさきし地域福祉計画」と国が示す「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」について

別紙

現行の第4期計画に定める事項 (詳細については市HPに掲載している計画を参照)	
基本理念	互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に “ともにいきる”まち あまがさき
基本目標	施策の展開方向
1 「支え合い」を育む人づくり	
1	福祉学習の推進
2	地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援
3	地域福祉活動を推進する人材の育成
2 多様な主体の参画と協働による地域づくり	
1	地域を支えるネットワークづくり
2	地域の見守り・支え合いの充実
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	
1	包括的・総合的な相談支援体制の充実
2	権利擁護の推進
3	情報・コミュニケーション支援の推進
4	要配慮者(災害時要援護者)支援の推進
5	安全・安心に暮らせる取組の推進

国が示す市町村地域福祉計画の策定ガイドライン (※) (令和3年3月31日付 厚生労働省通知)		現行計画における 主な関連施策等
市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項		
①	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項	基本目標3-1
イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方	基本目標3-1
エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	基本目標3-1
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	基本目標3-5
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	基本目標3-1
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	「地域いきいき健康プランあまがさき」に記載
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	基本目標3-2
コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方	基本目標3-2
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	基本目標3-1
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	基本目標2-2
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	基本目標2-1
セ	地域づくりにおける官民協働の推進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進	基本目標2-1
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	
タ	全庁的な体制整備	基本目標3-1
②	地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項	
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	基本目標3-1
イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	基本目標3-3
ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	基本目標3-2
エ	利用者の権利擁護	基本目標3-2
オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	基本目標2-2、3-4
③	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
ア	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	基本目標2-1
④	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	
ア	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	基本目標1-2、2-1
イ	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	基本目標1-1
ウ	地域福祉を推進する人材の養成	基本目標1-3
⑤	包括的な支援体制の整備に関する事項	
ア	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備	基本目標2-1
イ	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	基本目標3-1
ウ	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築	基本目標3-1
⑥	その他	

※ 国が示す市町村地域福祉計画の策定ガイドラインについては令和3年3月末現在の国の通知に基づくものであり、今後内容が変更される可能性があります。

計画策定に向けた会議体開催スケジュール（案）

資料4

	社会保障審議会				その他の関係会議体
	分科会/部会	日程		主な検討内容（案）	
令和7年度	専門分科会	第1回	8月22日	(1)地域福祉計画の改定について（諮問） (2)計画策定部会の設置	○地域福祉計画庁内推進会議 （重層的支援施策間連携会議） ・関係部局担当課長による会議を開催。 ○成年後見等支援センター運営協議会 ・必要に応じて関係機関と情報共有・意見交換 ○再犯防止を考える連携会議 ・必要に応じて関係機関と情報共有・意見交換
	計画策定部会	第1回	10月31日	(1) 計画策定部会の進め方について (2) 第4期地域福祉計画のPDCAについて (3) 国の動向について (4) アンケート調査の概要	
		第2回	11月10日	(1) 重層的支援の取組について (2) 避難行動要支援者の避難支援について (3) アンケート項目の審議	
		第3回	12月15日	(1) アンケート項目の審議 (2) 関連する福祉分野別計画について ・高齢者保健福祉計画 ・障害者計画 ・こども・若者総合計画	
	アンケートの実施（1月中下旬頃）				
	専門分科会	第2回	2月	アンケート実施状況の報告	
令和8年度	計画策定部会	第4回	4月～7月	(1) アンケート結果等について (2) 第4期地域福祉計画の検証と評価等 ・重層的支援体制整備事業計画 ・再犯防止推進計画 ・成年後見等利用促進基本計画	
		第5回		地域福祉計画骨子の検討 ・基本理念、基本目標、展開方向、取組・方向性	
	専門分科会	第1回	8月	中間報告について（骨子等）	
	計画策定部会	第6回	8月～11月	地域福祉計画素案の検討 （内包3計画の素案の検討）	
		第7回		地域福祉計画素案の検討 （内包3計画の素案の検討）	
		第8回		地域福祉計画素案の検討 （内包3計画の素案の検討）	
	専門分科会	第2回	11月	計画素案について	
	パブリックコメントの実施（12月頃）				
	専門分科会	第3回	2月	地域福祉計画の改定について（答申） パブリックコメント結果の報告	

※ 部会の進捗によって、開催回数や検討内容が変わる場合があります。

「地域共生社会の在り方検討会議」 中間とりまとめ

令和 7 年 5 月 28 日

地域共生社会の在り方検討会議

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

令和7年5月28日
地域共生社会の在り方検討会議

目次

0. はじめに

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- (1) 地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働
- (2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- (1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方
- (2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方
- (3) 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

- (1) 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- (2) 「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

5. 社会福祉における災害への対応

災害時の被災者支援との連携の在り方

6. 終わりに

0. はじめに

- 地域共生社会の理念・概念が提唱され、政府において、本格的な取組が開始されてから10年弱が経過する。この間、地域共生社会の実現に向けては、平成29年の社会福祉法（以後、「法」とする）改正により、全市町村に対して、包括的な支援体制の整備を努力義務化するほか、令和2年の法改正において、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取組が進められてきた。
- こうした制度改正等も踏まえ、市町村においては、多様な取組が展開され、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現に向けた実践が、各地で広がってきている。

既に一部の地域においては、地域性を活かした自治体独自の豊かな取組が見られるほか、福祉分野における連携・協働を図り、これまで制度の狭間に置かれ支援が行き届いていなかった事案への対応を進めていこうとする流れが確実に生まれてきている。
- 他方、こうした流れは、一部の先駆的な地域における取組に限られていて未だ全国に遍く広がっているわけではない。また、この間の制度改正を受けて、包括相談体制の構築を強化する流れができつつあるが、多くの地域においては、包括的な支援体制をどのように整備すべきか戸惑いも見られ、明確な展望が切り拓かれているとは言いがたい。国と自治体にとって新たな挑戦であることを考えると試行錯誤が繰り返されるのは当然であるが、福祉分野を超えた体制の構築や地域との連携・協働が不可避であるという意識・認識は十分に共有されるに至っていない。地域が直面している課題に照らした時、包括相談と一体で構築すべき地域づくりの取組は決して十分とは言えない現実も直視しなければならない。国や自治体、そして地域は、相互に課題を押しつけ合うのではなく、あくまで地域ごとの独自の取組を尊重しつつも、共に手を携え歩みをすすめるべきである。
- さらに、2040年に向けてはこれまで地域における支え合いの基盤となっていた地縁・血縁・社縁と言った繋がりが弱くなること、単身世帯（特に、高齢者単身世帯や生涯未婚世帯）の増加¹などの社会情勢の変化、法制審議会²におい

¹ 単身世帯：2020年 2,115万世帯（38.0%）→2040年 2,442万世帯（43.5%）、
高齢者単身世帯：2020年 738万世帯（13.2%）→2040年 1,041万世帯（18.6%）
（出典：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」）

² 法制審議会民法（成年後見等関係）部会

て、成年後見制度の見直しの議論が進められる等、地域福祉を取り巻く環境も更なる変容が生じている。

- こうした中で、令和2年の改正法附則第2条³における施行後5年の検討規定や、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」⁴等も踏まえ、厚生労働省において、昨年6月に「地域共生社会の在り方検討会議」（以後「検討会議」とする）が設置された。

検討会議においては、この検討規定等を踏まえ

- ①地域共生社会の更なる展開に向けた対応
 - ②身寄りのない高齢者等への対応
 - ③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性
 - ④社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
 - ⑤社会福祉における災害への対応
- などを検討事項として掲げ、議論を進めてきた。

- これまで、各回の議題に沿って、有識者や先進自治体・事業者にもヒアリング等のご協力をいただく中で、検討会議を計10回開催し、議論を行ってきた。本報告書は、この議論の成果を整理し、とりまとめるものである。

³ 令和2年改正法附則第2条

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⁴ 令和5年12月22日 閣議決定

1 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(1) 地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働

① 地域共生社会の理念・概念の性格、行政責務

【現状・課題等】

- 法第4条第1項において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない、と規定されている。
- また、法第4条第2・3項においては、地域福祉の推進に当たっての地域住民等の責務が規定されている⁵。
他方、法第6条第2・3項においては、地域福祉の推進に当たっての国・地方公共団体の責務が規定されている⁶。
この点については、第4条の地域住民等と第6条の行政との関係性が法文上明確ではなく、地域共生社会の推進の主体が地域住民等のみと捉えられている面もある。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、地域共生社会の理念・概念の性格について、
 - ・ あらゆる地域住民が排除されないことが、地域共生の柱にあることが重要。この趣旨を法文上明記することが不可欠。
 - ・ 障害法制⁷における「共生社会」と法における「地域共生社会」の相違点に留意する必要がある⁸。
 - ・ 地域共生社会の規範内容としては、互助あるいは自治といった内容が埋め

⁵ 具体的には、同条第2項においては、地域住民等は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないこと、同条第3項においては、地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、地域住民等の抱える地域生活課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意すること等を規定。

⁶ 具体的には、同条第2項においては、行政には、包括的な支援体制の整備等、地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努める責務があること、同条第3項においては、国・都道府県は、市町村において包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報提供等を行う責務があること等を規定。

⁷ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）など

⁸ 地域共生社会の理念は、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ」：ケアリングコミュニティであり、障害法制等における「共生社会」はノーマライゼーション（出典：第4回検討会議原田構成員提出資料）

込まれている⁹。

- ・ 今後、人口減少や単身世帯の増加等に伴う家族機能の低下がすすんでいくことを踏まえると、互助を含めた住民主体の地域づくりが広がっていく必要があり、地域共生社会を進めていく上では、この趣旨や背景を広く認識共有していく必要がある。

等の指摘があった。

○ また、地域共生社会を実現するための地域住民等や国・地方公共団体の責務について、

- ・ 地域共生社会を創出していくのは地域住民だけに押し付けられるものではなく、行政や社会福祉法人や市民活動等、多様なセクターが協働していくことが重要。
- ・ 第4条と第6条がつながることが条文上わかるような規定ぶりとすべき。

等の指摘があった。

【対応の方向性】

○ このため、以下について、対応を進めるべきである。

- ・ ~~地域共生社会の実現にあたっては、あらゆる地域住民が、排除されず地域社会に参画し、共に生活していくことや、地域住民同士で支え合う地域を形成していくことが重要であることから、この趣旨を条文上反映させることについて、法令上の規定の整備の検討を進める必要がある。~~

~~今後、互助や住民主体の取組が不可欠となっていくといった、その趣旨や背景を含めよりわかりやすく伝え、広く認識共有が図られるよう、対応していく必要がある。~~

- ・ 第4条（地域住民等の責務）と第6条（行政の責務）の関係性を整理し、行政には、上記のとおり、あらゆる地域住民が排除されず地域社会に参画し、地域住民同士で支え合う関係づくりを支援する等の責務・役割があることを明確化することについて、法令上の規定の整備の検討を進める必要がある。

⁹ その他、基礎的要素として個人の意思決定の尊重も含まれているかもしれないという意見もあった。

② 福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮

【現状・課題等】

- 法第3条及び第5条においては、福祉サービスの基本的な理念や提供の原則が規定されているが、当該規定において、意思決定支援への配慮の必要性は明記されていない。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議においては、改めて、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の確保等の重要性についても認識共有が図られ、福祉サービス提供等の規定においても、「本人の意思決定支援を尊重する旨」等も書き込むことを検討してはどうか等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することについて、法令上の規定の整備の検討を進めるべきである。

③ 福祉以外の分野との連携・協働

【現状・課題等】

- 地域住民の生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、多様な分野にわたる課題が生じており、福祉分野にとどまらず様々な分野が密接に関連している。幅広い関係者との連携・協働を進めることで、地域社会の持続的な発展に寄与するとともに、地域住民の生活を支えることになることから、福祉以外の多様な分野と連携・協働を進めていくことは、地域共生社会の実現に当たって、極めて重要な視点である。
- 他方で、この間の取組について、包括的な相談体制の構築は進んできているものの、地域側で支援の必要な方を受け止めていくための地域づくりの取組ができていない・進んでいない状況がある。また、地域づくりを進めていくために必要となる他分野との連携について、自治体へのアンケート調査においては、連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ないといった結果がある¹⁰。

¹⁰ 令和6年11月26日 第6回検討会議 資料2「包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の課題と今後の方向性について」p.39 参照

【検討会議での意見等】

- 自治体へのヒアリングにおいては、福祉以外の分野との連携が進んでおらず、国レベルでの連携促進や、法令上に連携規定を設けることが必要ではないかという意見がある¹¹。

- また、この点、検討会議において、
 - ・ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実践を見ても、福祉の中にとどまる取組が多く、福祉を超えた地域づくりはあまり多くない。地域共生社会の理念には、すべての社会・経済活動の基盤としての地域も含まれているが、こうした地域との連動が見られない。
 - ・ 地域運営組織を活用する小規模多機能自治推進ネットワーク会議など、府省庁の取組の連携ができないか、自治体にとっての1つの選択肢として検討しても良いのではないか。
 - ・ まちづくりや福祉以外の分野との協働の必要性などの議論が必要。
等の連携・協働の必要性の認識向上に関する指摘や、
 - ・ 法第6条第2項において、今回の成年後見・権利擁護支援のことを考えれば、司法との関係を入れておかないといけないのではないか。
 - ・ 法第107条、第108条の「地域福祉計画」において「居住支援」を書き込むか。
 - ・ 「食の環（わ）」プロジェクトはよい。食の環（わ）で共生社会を目指すというのは大事。
 - ・ 法第6条を実質的に動かしていくのであれば、法第107条（地域福祉計画）に（第1項第○号として）盛り込む事項を考える必要がある。
 - ・ 県がプレーヤーとなるにはまだまだこれからであるが、資源開発、農福連携、住宅政策において役割を果たせるのではないか。
 - ・ 居住支援や教育、司法など他分野との多機関協働の具体的な仕組みや事業化が必要ではないか。等の連携・協働を進めるための具体策に関する指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下について、対応を進めるべきである。

¹¹ 令和7年3月27日 第9回検討会議 資料1－2「包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業に関する自治体ヒアリングについて」p.8 参照

- ・ まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法¹²等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。
 - ・ さらに、福祉以外の分野との連携・協働について、具体的な取組を進めるため、都道府県による支援を強化することや、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備を繋げていく必要がある。
- また、前提として、地域共生社会の推進に当たっては、前述のとおり、福祉以外の分野との連携・協働が不可欠な要素であることから、地方創生など政府全体として取り組む政策に位置づけ府省庁横断的に取り組むことが重要である。

¹² 当該記載における「司法」という文言は、包括的な支援体制の整備を行う上で、連携・協働する分野としての表現であることから、今般の権利擁護支援策等の検討も踏まえた家庭裁判所などの司法機関に限らず、法律専門職等とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働等も念頭においたものとして、ここでは使用している。

(2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【現状・課題等】

- 包括的な支援体制の整備は、法第 106 条の 3 において、全ての市町村に対して、努力義務として規定されており、法第 106 条の 4 に規定する重層的支援体制整備事業がその 1 つの手段として位置づけられている。両規定の関係性については、第 106 条の 3 が市町村に求める体制を示しているのに対して、第 106 条の 4 はそれを実現していくための 1 つの手法として、事業を法定化しているものである。
- 包括的な支援体制の整備については、市町村や関係者から何をもって体制が整備できているのか判断が難しいとの声もあり、自治体へのアンケート調査においては、包括的な支援体制の整備のために何らかの取組が必要と考えているが、具体的な検討を行っていない市町村が約 45% あることが分かった¹³。
- 重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。
- 重層的支援体制整備事業については、令和 2 年度の制度創設以降、実施箇所数は増加¹⁴している中で、事業に対して予算の範囲内で交付することとされている重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）については、機能面や取組面の評価はなく、人口規模のみに応じた財政支援となっている。重層的支援体制整備事業については、法において、相談支援、地域づくりに加えて、多機関協働事業、参加支援事業、継続的支援事業を一体的に実施することとされている。
- また、これまで、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、地域住民等との対話を行い、様々な関係者と議論した上で実施することを実施要綱において明示してきていたが、自治体へのアンケート調査においては、事業実施に向けた準備の検討会議等を設置していない市町村が約 6 割あること¹⁵や、重

¹³ 令和 6 年 11 月 26 日 第 6 回検討会議 資料 2 p.13 参照

¹⁴ 重層的支援体制整備事業の実施市町村数は、令和 3 年度の 42 箇所から、令和 7 年度の 473 箇所（見込み）に増加。

¹⁵ 令和 6 年 11 月 26 日 第 6 回検討会議 資料 2 p.40 参照

層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村のうち、約３割が事業評価・見直しに関する事項を定めていないこと¹⁶が分かった。

- 都道府県については、包括的な支援体制の整備に当たって、市町村に対する助言援助を行う責務が法第６条第３項に規定されている。

【検討会議での意見等】

- 包括的な支援体制の整備については、自治体へのヒアリングにおいては、
 - ・ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村に対しても支援や法に規定する支援会議を利用できるようにすることが必要。
 - ・ 包括的な支援体制は何をもって整備したと言えるのか、指標のようなものがあると良い。
 - ・ 財源があっても人を雇えない時代になってきていて、これから１人２役・３役が求められる。人口規模の小さい市町村では、今後各分野でそれぞれ窓口を維持できず、一本化しなければならないところもでてくるだろう。
 - ・ 情報や財源だけ与えられても使いこなすのは難しく、市町村の課題に寄り添って伴走的な支援をして欲しい。
 - ・ 都道府県に求められる役割が大きくなっても今の体制では受けきれない、まずは都道府県に対する研修をして欲しい。
 - ・ 都道府県が所管する保健所、児童相談所、子ども・若者総合相談センター、精神保健などとの連携を進めて欲しい。との意見があった¹⁷。

- また、この点、検討会議において、
 - ・ 具体的な対応の検討を行っていない市町村に対しては、包括的な支援体制の要素を明確にし、既存事業をベースに整備していくプロセス等を明示して支援を行うべき。
 - ・ 重層的支援体制整備事業は必須ではないことから、その活用は自由であり、何を活用して包括的な支援体制を進めるのかは市町村によっても異なる。
 - ・ 重層的支援体制整備事業は１つの手段であり、この事業を使わない市町村には違う支援の方法があっても良い。
 - ・ 包括的な支援体制の整備が相談支援の包括化の範囲にとどまって理解されていることが多く、地域づくりまで実施できていないのではないかと。

¹⁶ 令和６年１１月２６日 第６回検討会議 資料２ p. 41 参照

¹⁷ 令和７年３月２７日 第９回検討会議 資料１－２ p. １，２，４ 参照

- ・ 法第 89 条で定められている基本指針（国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針）は、改定が為されておらず、今日的な指針としていく必要がある。
- ・ 地域づくりにはそれを担う人材の確保が鍵であり、地域づくりの取組には、各省庁、各分野の幅広い関わりが視野に入る。
- ・ 包括的な支援体制の整備に当たっては、国の支援だけではなく、都道府県の後方支援を一層強化する必要がある。
- ・ 小規模な市町村においては、生活支援や地域活動の機能を 1 つの拠点に集約し、一体的に行うなど、コンパクトな包括的な支援体制を目指すことも考えられる。

といった指摘があった。

- 重層的支援体制整備事業については、自治体へのヒアリングにおいては、
 - ・ 地域づくりはあまり進んでいない。住民主体の取組を含めて地域の幅広い取組の連携が必要だということは理解しているが、具体的に何をすれば良いのかイメージができていない。
 - ・ 施策を行う以上、評価は重要であるが、現状ではそこまで対応できていない。
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施に当たって、地域住民等の対話の中からではなく、近隣市町村等が始めたから事業を開始したというのが多い。

といった意見があった¹⁸。

- また、この点、検討会議において、
 - ・ 重層的支援体制整備事業は体制整備のための手段としての事業である。
 - ・ 重層的支援体制整備事業はサブシステムであり、包括的な支援体制を整備するための潤滑油で、メインシステムを下支えする補完的な機能を果たすものである。
 - ・ 地域づくりにはそれを担う人材の確保が鍵であり、地域住民を巻き込み、地域を組み立てていく地域おこし、まちづくり的能力をもつ人材を育てていく仕組みがない。
 - ・ 実施までのプロセスが一番重要だという原点を押さえておくことを忘れないようにする必要がある。
 - ・ 重層的支援会議や支援会議を関係機関の連携強化の場として活用している自治体もある。個々のケースに直接の関係がない職員等であってもメンバ

¹⁸ 令和 7 年 3 月 27 日 第 9 回検討会議 資料 1－2 p. 3, 5, 6 参照

一を固定化する等して情報共有を図ることは重要で、担当者が変わっても継続性が図られるし、体制のメンテナンスにも重要な役割を果たしている。

- ・ アウトリーチをしながら包括的な対応をしていくという観点でも、本人の同意を得ることが難しいケースなどで支援会議は重要であり、重層的支援体制整備事業未実施の自治体にとっても重要なことであり、迅速に普遍化すべきである。
- ・ 既存の支援体制、地域資源の掘り起こしの状況、地域の現状を踏まえて、重層的支援体制整備事業を活用するか否か、活用する場合の戦略を検討した上で取り組まれるべきものである。
- ・ 事業が実施された後も、見直しを行い変化し続ける。意識的にスクラップアンドビルドを行うことを意識すべき。
- ・ 既存の支援体制、地域資源の掘り起こしの状況等を踏まえて、事業を活用する必要があるかどうかの検討を行った上で取り組まれるべき、定量的に成果や効果を示していくことも一部には必要、その際、定量的・外形的な指標だけではなく定性的な評価の観点の整理も必要。
- ・ 多機関協働事業への丸投げなども生じており、地域づくりとの連携・協働が図られていない。
- ・ 多機関協働の機能については、一定程度体制が整い、定着していくにつれて、果たすべき役割が小さくなっていくことが想定されるが、人の入れ替わりに伴い、改めて規範的統合・協働関係の構築が必要になることがあり得るので、再度拡充することも検討すべき。

といった指摘があった。

【対応の方向性】

- 包括的な支援体制及び重層的支援体制整備事業については、こうした点を踏まえ、次の（i）から（v）までの対応を進めるべきである。

（i） 市町村における包括的な支援体制の整備

- ・ 包括的な支援体制の整備については、法において全ての市町村に対する努力義務として規定されており、改めて、全国どこの地域であっても支援を必要とする方が誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を図ることを再確認する必要がある。
- ・ これを進めるため、全ての市町村に対して、国・都道府県による伴走支援を行うとともに、法に規定する支援会議の活用や重層的支援会議のような枠組み等を重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市町村にも拡大し、市町村の実情に応じた体制整備の支援を行う必要がある。

- ・ また、全ての市町村が包括的な支援体制の整備に取り組むことができるよう、その趣旨を分かりやすく示すほか、地域を共に創る（共創）必要性も示すとともに、取り組むに当たって参考となるような整備手法を国において示す必要がある。これに伴い、地域づくりが進んでいないという実態等も踏まえ、包括的な支援体制整備に関する指針等において、地域づくりを進めるために重要な要素等を示す必要がある。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、制度の狭間を生まないための包括的な支援制度の構築を理念として創設されたものであることを踏まえ、包括的な支援体制の整備に当たっては、同制度が特に重要な役割を持つものであること及び同制度の生活困窮者には身寄りのない高齢者等を含め、支援が必要な者が幅広く含まれることについて、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。この点、生活困窮者自立支援制度の実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村においては、包括的な支援体制の整備に当たって、一次的な相談受付の機能を拡充し、断らない相談支援を実現していくという観点が必要である。その際、医療・保健分野等との連携体制を構築している地域包括ケアシステムとの連動を図ることも必要である。
- ・ また、既に同制度の理念において、地域づくりが柱となって、これまでも生活困窮者の支援を通じて地域づくりが進められてきた経緯を踏まえ、生活困窮者自立支援法における地域づくりの位置づけを明確にすることについて、同制度の法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。
- ・ その上で、将来的には、全ての市町村において包括的な支援体制の構築が図られることを念頭に、生活困窮者自立支援制度を中心に介護保険制度などの既存制度を活用する中で連携体制の強化により構築する方法（以後、「既存制度活用アプローチ」とする¹⁹。）と過疎地域等における柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（以後、「機能集約化アプローチ」とする。（ii）で詳述。）により推進していく必要がある。
- ・ 既存制度活用アプローチにおいては、既存分野ごとに相談支援・地域づくり事業を行うものの、相談支援の観点からは、あらゆる支援を必要とする方を把握し、相談があった場合でも、支援関係機関同士で連携・協働を図ることで、支援方針と役割分担を決定し、支援関係機関全体で相談支援を行うことができる体制となっているか、改めて市町村において確認・検証の上、連携強化を図る必要がある。
- ・ 地域づくりに関しては、各制度・事業の担い手として他分野のまちづくり等

¹⁹ 既存制度活用アプローチは、生活困窮者自立支援制度を中心に構築する場合のほか、地域包括ケアを中心に構築することも考えられる。

に関わっている者を含めた人材の確保を図るとともに、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度（総合事業や生活支援コーディネーター等）において、地域住民や多様な主体との連携の推進が図られていること等も踏まえ、住民主体の創意工夫の下で実施されている地域づくりを把握し、つなぎ合わせ一体的に展開されるよう制度間・関係者間の連携強化を一層進め、全ての関係者で地域を共に創っていく必要がある。

- ・ いずれのアプローチで推進していく場合であっても、市町村が必要な取組を効率的・効果的に進めることができるよう、制度の持続可能性の観点には留意しつつ、機能や実施する取組に応じた財政的な支援を行う必要がある。

（ii） 過疎地域等の包括的な支援体制の整備に向けた柔軟な仕組み

- ・ 過疎地域等の小規模な市町村²⁰において、実情に応じた体制の構築を進める観点から、現行の重層的支援体制整備事業とは別に、既存の相談支援・地域づくり機能を一体的に実施しやすくする柔軟な仕組みにより包括的な支援体制を整備することを可能とした上で、この仕組みを使う場合には、地域住民等との自主的な活動などとの連携協働と合わせて取り組むことが必要である。
- ・ あわせて、これらの事業の担い手についても、各分野に共通した人材養成のプログラムにより、幅広く一次的な相談対応ができる人材として養成していくことや、地域づくりのコーディネートをする人材についても制度を超えて共通化していく必要がある。その際の共通の理念としては、制度の狭間を生まない包括的な制度である生活困窮者自立支援制度の考え方を基礎に検討する必要がある。その際、一次的な相談窓口において、単独ですべての事案に対応するというのではなく、まずは相談を受け止め、その状況に応じて、都道府県、支援関係機関、地域住民等と連携しつつ、対応していくことを示していく必要がある。
- ・ また、地域住民等が興味・関心から地域に参画するための取組の強化や、幅広い地域住民等と対話し、共に考え、共にすすめる取組を実施していくことが必要である。
- ・ この仕組みを活用する市町村に対しては、機能や実施した取組に対して支援を行う必要がある。あわせて、国や都道府県は、市町村の実情を踏まえながら、こうした仕組みの導入支援をしていく必要がある。
- ・ その際、この仕組みに移行するか否かについては、市町村の希望によることとし、移行に当たっては、地域の潜在的なニーズや地域資源の把握・分析や地

²⁰ 対象となる市町村は、人口規模のみで決定するのではなく、この仕組みを必要とする市町村を対象とできるよう検討する必要がある。

域住民や様々な関係者と丁寧に検討を行うため、十分な期間をとることも可能とする必要がある。

- ・ 対象となる市町村においては、単独で必要な人材の確保が困難となることも想定されることから、必要に応じて都道府県が後方支援事業の一環として必要な人材派遣を行うほか、圏域単位での専門性の高い人材の確保等ができるようにする必要がある。

(iii) 都道府県における包括的な支援体制の整備

- ・ 都道府県における包括的な支援体制の整備に係る責務を再確認するとともに、精神保健や児童虐待²¹、難病等の相談支援の実施主体として市町村の包括的な支援体制の整備と連携する必要性を明確化する必要がある。
- ・ こうした観点から、これまで都道府県において後方支援として実施している研修や情報提供等に加え、アドバイザー派遣や市町村ごとの伴走支援を強化していくとともに、都道府県において地域住民等の地域への参画を進めるための勉強会等を実施する必要がある。また、その際、都道府県の実施する市町村支援に資するよう、国においては実践自治体や専門家等を都道府県に紹介するなどの都道府県に対する支援も必要である。

(iv) 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた取組

- ・ 重層的支援体制整備事業は、既存制度活用アプローチや機能集約化アプローチにより包括的な支援体制の整備を進めるための、1つの手段・推進策として利用可能な事業であることを再確認し、事業を実施することが包括的な支援体制の整備とイコールではないことを改めて関係者間で共通認識とする必要がある。
- ・ 加えて、重層的支援体制整備事業は、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に行うことについて、改めて、関係者間で共通認識とする必要がある。
- ・ その上で、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、各地域において、十分な対話や地域資源・ニーズの把握・分析等を行った上で、包括的な支援体制の整備のために必要か否かを地域住民や関係者と合意の上で進めていくことが重要であり、市町村が責任をもってそのプロセスを実施していくことが必要である。

²¹ 児童相談所は、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置市（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市をいう。）に設置が可能であり、都道府県に設置されている場合を主に想定。

- ・ その際、必要なプロセスとして、多様な地域の関係者との対話、現状の地域資源の把握と見える化、地域における既存制度・事業で対応できないとされる対象者の把握等が考えられ、こうした考え方を国において整理・具体化して、示す必要がある。
- ・ 重層的支援体制整備事業はあくまで事業であり、包括的な支援体制の整備に向けた具体的な対応を進めていくことが重要であり、単に体制を置くことに對して支援をするのではなく、機能や実施した取組に応じて支援をする仕組みに見直すことが必要である。
- ・ また、重層的支援体制整備事業は、常に検証・見直しを行い、改善に繋げていくため、定期的な検証・見直しが適時適切になされるよう、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。
- ・ さらに、事業の実施に当たっての目標・評価設定・その達成状況の確認を行うための具体的な考え方を示した上で、市町村の地域住民の生活課題の解決により一層資する取組を機能面や取組面で評価する仕組みと改める必要がある。
- ・ その際、国において、目標・評価設定、その達成状況を適切に評価出来るよう事業の実施状況など、一定の基準に基づき全国で比較可能なデータを把握できるような方策を講じるとともに、そうしたデータに基づき市町村が適切な評価指標を設定できるような手法を検討することが必要である。
- ・ 国においては、この検討のため、必要な調査研究を行うとともに、具体的な検討に当たっては、自治体（委託先の事業者等を含む）や研究者等の意見も聴く必要がある。

(v) 多機関協働事業等の役割・機能

- ・ 多機関協働事業等の運用状況には、自治体ごとにばらつきがあり、事業実施者が孤立している状況がみられることを踏まえ、質の向上・実施市町村の底上げを図るため、支援者支援や事業全体の司令塔機能であることなど本来の役割・趣旨を改めて市町村に周知する必要がある。その際、この事業の全てを市町村が外部に丸投げすることは適切ではなく、市町村の状況に応じて、民間の力も活かしながら、市町村の責任の下で実施する必要がある。
- ・ このように多機関協働事業については、後方支援を担い、既存相談支援機関の対応力を向上させていく機能や、既存制度において充足できてない点を把握し、地域づくりや運用の改善につなげる機能があるが、個別ケースの対応が中心となって、そこにとどまってしまっている実態もある。このため、国においては、既存制度等を最大限活用してもなお対応できない者に係るニーズを把握した上で、多機関協働の対象案件について、一定の整理を図るとと

もに、市町村においては、地域の状況分析や関係機関との協議等も通じて、対象について認識共有を図る必要がある。

② 若者支援

【現状・課題】

- こども・若者支援については、こども家庭庁のこども家庭センターや子ども・若者支援地域協議会、こどもの居場所づくり等の取組、厚生労働省の生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業などの各種の取組が進められている。
- 一方で、こども期から若者に至る過程での支援が継続しないことや関係機関の連携による早期発見・早期支援の取組が十分にできていないとの指摘があるほか、若者への支援の必要性について、包括的な支援体制整備の中で十分に意識されていなかった面もある。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議においては、
 - ・ 生活困窮者支援や住まい支援といったこれまで十分に対応がなされなかった分野での対応が進みつつあるが、若者支援は取り残された課題である。
 - ・ 学校といった所属がなくなった途端に孤立し、本当に大変な状況になって初めて発見されることがある。
 - ・ 若者支援において、何か課題が見つかったから繋がるというのでは遅くて、予防的な観点が必要になってくる。
 - ・ 若者支援は、「困難を抱える若者」だけに対象を限定せず、広く若者福祉のあり様を検討すべき。家と職場以外にも多様な居場所づくり等を促していく必要がある。
 - ・ こどもの居場所づくりについては、年齢を限定することなく、こども・若者の居場所づくりの観点から取組を推進していく必要がある。
- といった指摘があった。

【対応の方向性】

- ライフステージを通じた支援を行う中で、特にこども期から若者に至る支援が途切れがちであることは重要な課題であることを踏まえ、包括的な支援体制において、こども期からの予防的な支援や、若者の特性に留意したアウトリーチや継続的な伴走支援などにより、困難を抱える若者への支援に取り組むとともに、地域づくりや居場所づくり等を進める上では若者が抜け落ちな

いよう留意の上、取り組みを進めていく必要がある²²。その際、包括的な支援体制の整備に当たっては、生活困窮者自立支援制度が重要な役割を持つものであることを踏まえれば、こども期からの予防的な支援の一層の充実のため、同制度における子どもの学習・生活支援事業の全国的な実施を更に推進するための方策を検討する必要がある。

²² この際、例えば、若者支援においては、現時点では課題が表出していない、自分自身で何に困っているか分からない、相談窓口に自ら来ない、関係性を構築するまでに時間がかかる又は継続しない等の特性や課題があることや、単に支援対象者として捉えるのではなく、その可能性に着目し、地域共生社会の重要な担い手であることについて認識の上、対応する必要がある。

2 身寄りのない高齢者等への対応²³

(1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方

【現状・課題等】

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれている中、単身男性世帯においては、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいない者の割合が高くなっている²⁴ほか、地域・家庭・職場といった支え合いの基盤も弱まっている。こうした状況を踏まえると、高齢者だけでなく、ひとり親世帯の親子、独身の若者、中年層なども、将来、身寄りのない状態となることは想定され、頼れる身寄りがないことに着目した支援策を検討していく必要がある。
- こうした中で、現状、頼れる身寄りがないことにより抱える生活上の課題に関する相談対応を受け止める窓口が明確でなく、こうした相談対応を受け止める機能が必要とされている。
- 厚生労働省においては、令和6年度から、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組をモデル事業として実施し、課題の整理等を行っており、相談窓口の在り方の検討に当たっては、こうしたモデル事業の実施状況も踏まえる必要がある。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 従来の介護・障害・こども・生活困窮者の支援体制に加えて、権利擁護や住まいの支援体制の整備が必要となる中、身寄りのない高齢者等の支援のための窓口を新設することは、既存の相談窓口に屋上屋を重ねる感があり、そうした人的資源が各自治体にあるとも思えない。こうした複数の支援体制を活用し、地域固有のニーズや資源に照らして、身寄りのない高齢者等の相談支援や複数の支援体制相互の協働・連携をどのように図るかが課題。
 - ・ 身寄りのない高齢者等が抱える課題に対応する包括的な相談・調整窓口は、既存の事業との役割の重複を避けるため、既存の事業との一体的な整備を視

²³ 「身寄り」とは「身を寄せるところ」を意味し、家族・親族だけでなく、ご近所、同級生、同僚、同郷など、さまざまなものが含まれる概念と考えられる。なお、身寄りがあっても家族・親族等との関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とするものではないことに留意する必要がある。

²⁴ 令和6年10月29日 第5回検討会議 資料1「地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について」 p. 3 参照

野に入れた発展が模索されることが望ましい。
等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方については、既に各領域（介護、障害、生活困窮等）で支援体制の枠組みがあることを踏まえ、新たな相談窓口の設置という方法ではなく、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関、介護保険法に基づく地域包括支援センターなど、既存の支援体制の枠組みにおいて、その相談を受け止めることとし、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化していくべきである。その際、相談支援等に適切に対応できるよう人的配置を含めた体制の確保に努めるべきである。

(2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方

【現状・課題等】

- 頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応として、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされている。
- いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、費用が高額になることもあり、一定程度の収入・資産がなければ利用が困難等の課題があるため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。また、そうした事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。
- 厚生労働省においては、令和6年度から、十分に資力がない等の理由から民間サービスを利用できない方に対して、意思決定支援を確保しながら総合的な支援パッケージ（日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務の支援）を提供する取組をモデル事業として実施し、課題の整理等を行っており、支援策の検討に当たっては、こうしたモデル事業の実施状況も踏まえる必要がある。
- なお、生活に困窮する者に対しては、生活困窮者自立支援制度の居住支援事業（地域居住支援事業）において、居住を安定して継続するため、訪問等による見守りや生活支援など、上記の総合的な支援パッケージとも一部重なる取組が行われており、生活に困窮する身寄りのない高齢者等に対する支援策の検討に当たっては、同制度との関係や同事業の在り方も踏まえる必要がある。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 総合的な支援パッケージの提供は、高齢者等終身サポート事業と類似の構造で、特定の事業者があらゆるニーズに対応することになり、ニーズが増大すると対象者の範囲を限定せざるを得なくなることも懸念。身寄りのない高齢者のどこまでの範囲をこうした事業だけでカバーすることができるか・すべきかは検討課題。費用の問題は、一定の公的な支援の拡充を大前提とした上で、民間財源の拡充も考えていかなければならない。
 - ・ 資力がない人も支援が必要ということは当然として、費用負担が可能な場合は民間サービスがあればそれでいいのかということは、考える必要がある。
 - ・ また、民間サービスの質の担保も必要であるとともに、現在でも「身元保証

人」という名称が現場で使用されていることも、身近な家族が担ってきた包括的な役割を持つと誤解を生みやすい。

- ・ 高齢者等終身サポート事業を総合的なパッケージとして、社会福祉協議会など公益性の高い事業者が提供する仕組みは、現場の切実なニーズに即したものであるとして積極的に評価。他方、利用者との関係性や支援の透明性という視点からは、全てのニーズを地域の1事業者が独占的に賄う事態を招くことは避ける必要があり、少なくとも地域に複数の信頼できる事業者の存在が必要。地域づくりの点からも、地域の官民の多数のアクターが終身サポート事業に関わる支援を適切に分担し、連携・協力しながら地域の支援体制を構築していくことこそが望ましい。
- ・ 総合的な支援パッケージを提供する仕組みとして、日常生活自立支援事業の拡充・発展が考えられる。その際の検討課題は、地域での支援の担い手として、社会福祉協議会に限定する必要があるのかどうか。社会福祉法人も担い手として期待されると同時に、非営利組織などに開いていくこともあるのではないかと同時に規制・監督をかけていくことも、あり得る検討課題。
- ・ 総合的な支援パッケージが、家族代わり・24時間365日対応という受け止め方をされると重い事業になってしまう。この事業の守備範囲を示しながら、最終的な意思決定などは関係者みんなで受け止めるものという意識の醸成が図られるとよい。
- ・ 総合的な支援パッケージを提供する事業については、身寄りのない高齢者への支援の中心であり、包括的な支援体制の中核でもある市町村が何らかに関与する形の検討が必要である。
- ・ 身寄りのない人の日常生活の問題は、何でも制度の枠に収めるのではなく、地域の支え合いなど、もっと互助の考えを押し出していくべきではないか。
- ・ 身寄りのない人の日常生活支援を互助で行うとしてもそもそも互助の仕組みやその条件がない地域が多いことが課題である。

等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対する支援策の在り方については、以下について対応を進めるべきである。
 - ・ 民間事業者によるサービスに頼れない場合があることを踏まえて、日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供することができる新たな事業とし、第二種社会

福祉事業として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある。

- ・ 新たな事業については、現場や当事者の意見等も踏まえつつ、家族代わりと誤解されないよう、地域の実情に応じた地域福祉との役割分担及び支援内容の専門性を考慮し、事業の守備範囲を整理する必要がある。また、民間サービスとの関係性、日常生活自立支援事業よりも対象者が広がることや制度の持続性の観点から体制面・費用面・運営監視面を考慮する必要がある。併せて、資力が少ない方については、その利用に関し、特別な配慮が必要である。

- また、生活に困窮する者については、生活困窮者自立支援制度の他事業と一体的な支援を行う観点から、既に民間において進んでいる互助会等のインフォーマルな取組とも連携しつつ、地域居住支援事業などの支援を拡大して対応していく必要がある。

（３）身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

【現状・課題等】

- 身寄りのない高齢者等を地域で支えていくには、地域の関係機関等のネットワークを構築し、支えていく必要があるが、一方で、既に自治体においては、介護、障害、生活困窮、権利擁護支援等での枠組み（地域ケア会議・（自立支援）協議会・生活困窮の支援会議・権利擁護支援の地域連携ネットワーク等）のほか、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームや居住支援協議会等のプラットフォームが多数存在している。

【検討会議での意見等】

- この点について、検討会議においては、既存のプラットフォームを活用することで、身寄りのない高齢者等を地域で支える体制を構築することが考えられるとの指摘があった。

【対応の方向性】

- こうした点を踏まえ、地域において、身寄りのない高齢者等をネットワークで支えていくため、市町村に既に存在する類似の協議会やプラットフォームを活用して、支援方策の議論を進めていくための具体的な実施方法を国において示すべきである。その際、身寄りのない高齢者等の支援を行う上で、法律の専門家をはじめとする連携が必要となる主な関係機関²⁵を国において示し、参画を促す必要がある。

²⁵ 「『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人つながる鹿児島/令和２年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業）においては、身寄りのない高齢者等の課題や対応を協議する場を設定する事例が報告されているが、協議の場に参画した関係機関としては、行政機関や社会福祉協議会の他、弁護士、司法書士などの司法関係者、医療・介護関係者、葬儀会社、金融機関等があげられている。

3 成年後見制度の見直しに向けた司法²⁶と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

(1) 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方

【現状・課題等】

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）の指摘（成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等）等を踏まえ、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。

同計画では、成年後見制度が見直されるまでの間も、身寄りのない人も含め、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくことが求められている。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 全く新しい仕組みを一から制度化するのは現実的ではない。差し当たり、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた新事業を法定化していくこと及び中核機関の法定化が核になり得る。
 - ・ モデル事業で得られた成果や課題を踏まえつつ、日常生活自立支援事業を大幅に見直して事業規模の拡大を図るとともに、同モデル事業で重視された各要素（日常的な金銭管理、監督・支援、意思決定支援）について、個別に事業化を目指すことが現実的ではないか。

等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、総合的な権利擁護支援策の充実に向け、以下について対応を進めるべきである。
 - ・ 身寄りのない人も含め、判断能力が不十分な人（本人）の地域生活を支える支援策（日常的な金銭管理等の生活支援や社会生活上の福祉行政としての意思決定支援など）について、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた上で、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供するこ

²⁶ 当該記載における「司法」という文言は、（今後の成年後見制度の見直しの内容次第であるが、）後見人の選任・交代・終了時における情報共有・連携体制を議論するものであることから、家庭裁判所（司法機関）を念頭に置いたものとして、ここでは使用している。

とができる新たな事業とし、第二種社会福祉事業として法に位置づけ(再掲)、全国で基軸となる事業として実施する体制を構築する必要がある。

- ・ 福祉行政による意思決定支援の範囲としては、現行の日常生活自立支援事業における支援と概ね同範囲、すなわち、預貯金の入出金を含めた日常生活費の範囲における簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の生活支援サービスの利用に関する意思決定を基本とする必要がある。
- ・ 意思決定支援の確保や市民参画の充実を図る観点から、事業化の検討も含めて、地域の実情に応じ、本人に対して、市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進する必要がある。

(2)「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

【現状・課題等】

- 現在、各市町村において整備が進められている「中核機関」は、法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題がある。

また、今後、成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できる制度に見直された場合、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、地域における成年後見制度以外の他の支援による本人に対する支援の可否等について情報提供を行うことができる法定の機関の存在が求められている。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 「中核機関」には、チームをバックアップするとともに、後見人の選任・交代・終了時には家庭裁判所との情報共有・連携を図ることが求められる。
 - ・ 司法と福祉との連携の実効性を確保するためには、「中核機関」の存在を法制上明確に位置づける必要がある。少なくとも「中核機関」と家庭裁判所との間で個人情報の共有を担保できるようにした上で、「中核機関」の権限や設置基準等を法律上定めるなど、「中核機関」の段階的な法制化を検討すべきではないか。等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下について法令上の規定の整備を検討すべきである。
 - ・ 市町村は、①権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務、②協議会²⁷の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う業務、を実施するよう努めることが必要である。

²⁷ 第二期成年後見制度利用促進基本計画において、協議会とは、「各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ」とされている。

- ・ 上記①②の業務及び家庭裁判所からの意見照会への対応を実施する機関として、市町村は「中核機関」を設置できるようにすることが必要である²⁸。併せて、個人情報扱う観点から「中核機関」の職員に守秘義務を課すことが必要である。
 - ・ 市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報扱う観点から、会議体の構成員に守秘義務を課すことが必要である。
- なお、単独で「中核機関」を整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする必要がある。
- また、「中核機関」の法律上の名称については、権利擁護支援推進センターとすることを提案する。

²⁸ これまでの経緯に鑑み、市町村は中核機関を委託して設置することができるほか、広域単位での設置も可能とする必要がある。

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

【現状・課題等】

- 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域において複雑化・多様化する福祉ニーズへ対応するために、地域共生社会の担い手として、公益性・非営利性を有し、社会福祉事業や「地域における公益的な取組」を行う社会福祉法人や、社会福祉連携推進業務として地域福祉支援業務を行う社会福祉連携推進法人の役割が非常に重要である。

その際、サービス提供に必要な人材の確保が困難となる中で、地域の福祉ニーズに対応した事業を安定的に継続するためには、経営の協働化・大規模化等による経営基盤の強化、事業の効率化等を図ることが有効な方策として考えられる。

また、人口減少局面にある過疎地域等では、利用者の減少や職員等の不足により、法人単独では事業を実施することが困難な状況下において、持続可能なサービス提供体制を構築するため、それぞれの法人のリソースを活用することが求められている。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」は、地域課題の発見から対応までを法人ごとで実施するのではなく、他機関と協働して実施することも必要ではないか。
 - ・ 過疎地域などにおいて、一定の要件を満たす場合には、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を実施することができるよう検討するなど、社会福祉連携推進法人制度の活用を推進する方策を考えるべきではないか。

等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下のことを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきである。
 - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を広げていくために、その目的や取組に関して、ポイントの周知や更なる明確化を行う必要がある。
 - ・ 社会福祉連携推進法人制度の活用を一層促進するため、社会福祉連携推進法人の事業要件の緩和や事務負担の軽減を行う必要がある。
 - ・ 人口減少局面の地域において、単独の法人としてのサービス提供だけでなく、社会福祉法人の人材・資産等のリソースをいかした連携・協働を推進する必要がある。

5. 社会福祉における災害への対応

災害時の被災者支援との連携の在り方

【現状・課題等】

- 災害時においては、避難生活等において普段と異なる環境での生活となることから、高齢者・障害者・こども・妊産婦等の要配慮者を中心に福祉的支援のニーズが増大する。令和6年能登半島地震における対応状況からも、そのニーズに対応するための体制の充実を図る必要性や、平時からの福祉的支援の重要性が認識された。
- 具体的には、令和6年能登半島地震における福祉的支援の実施に当たり、全国的な調整によるDWAT（災害派遣福祉チーム）の活動が初めて行われた。その一方で、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」（令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）においては、DWATは他県への広域による派遣実績が少なかったことから、初動対応できるチームが限られていたため、支援に遅れがあった等の指摘がされている。平時から必要な支援体制を確保するため、各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等の仕組みについても併せて検討しておくなど、DWATに関する制度見直しに向けた検討を進める必要があるとされている。
さらに、被災者支援において、どのような福祉的な支援をどういった体制で届けていくべきか検討するとともに、要配慮者の避難生活を支える福祉従事者の確保と組織化の検討が必要であるとされている。
- こうした中で、令和7年通常国会で成立した災害対策基本法等の一部を改正する法律においては、令和6年能登半島地震から得られた教訓を今後に生かし、地域の要配慮者や、在宅避難者・車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法に救助の種類として「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても、災害時における福祉サービスの提供に努めることが規定された。
- さらに、地域共生社会との関係においては、包括的な支援体制の整備を進めておくことで、災害時にも福祉関係者が連携して対応を行うことができた事例や、災害時における被災者の生活を支えるための連携体制を構築したことが、平時の福祉の包括的な支援体制の整備につながっていく事例などが確認されている。このため、災害対応と平時における福祉の支援体制に関して、双方の充実の観点からも、地域共生社会と被災者支援の連携方策について、議論を進めていくこと

が重要である。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、
 - ・ 災害時の支援体制と結びつけることでこそ、我が事としての地域共生社会の推進が図られ得るのではないか。
 - ・ 災害が起こると地域全体が著しく福祉の欠けた状態となるため、平時から災害を想定した福祉の準備が必要であり、福祉における体制や研修、支援の枠組みを平時から構築するため、災害福祉支援ネットワークの体制強化が必要。
 - ・ DWAT をめぐる法制度を整理し、平時から災害時へとシームレスな活動を実現させることが必要。
- 等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下のことを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきである。
 - ・ ~~包括的な支援体制の整備に当たっては、防災分野とも連携を図り、平時から発災後に連携が必要となる関係者との連携体制の構築を自治体に促す必要がある。~~
 - ・ DWAT の平時からの体制づくりや研修の実施、都道府県等と関係機関の連携等を図る必要がある。

6. 終わりに

- 本検討会議においては、計 10 回にわたり幅広い観点から議論を行うとともに、今般、多くの実践者の方々にヒアリングや調査にご協力いただき、地域共生社会を取り巻く地域・自治体・福祉関係の事業者等が地域社会の変化のなかで直面している課題を明らかにし、その課題への対応について、上記のとおり、一定の方向性を提示した。
- 複雑な困難を抱えた方の支援、身寄りの問題や総合的な権利擁護支援策、被災者支援など、支援を必要とする対象者像やその場面は異なっていて、それぞれの課題については個々に対応策を検討する必要があることから、本検討会議においては、議題ごとに議論を進めてきた。けれども、地域で生活する上で、様々な課題を抱えるあらゆる者を包括的に支えるために何ができるのかという点で、諸課題は密接に関連している。

したがって、今回議論してきた事項は、誰も取り残されることのない地域共生社会の実現、そのための包括的な支援体制の整備の枠組みの中で、対応していくべきものであり、自治体等の現場において推進していく際にも、この点、留意すべきである。
- また、身寄りの問題に関して、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた新たな事業のみでの対応になりかねないことを懸念する意見もあったが、今回、検討した対応策は第一歩に過ぎない。今後の対象者の広がりの可能性を見込むと、頼れる身寄りがいないことに起因する生活上の課題に対応するセーフティネットの整備については、更なる検討を期待する。
- 上記の事項のほかにも、例えば、
 - ・ 今回のとりまとめを受けた対応状況を踏まえ、いずれは生活困窮者自立支援制度の在り方そのものを検討することも考えるべき。
 - ・ 支援の在り方について、改めて伴走型の支援の重要性を認識する必要がある。
 - ・ ソーシャルワーク機能を担う人材養成・確保も重要である。
 - ・ 地域共生の推進に大きな役割を果たしている共同募金事業の在り方を見直すべき。
 - ・ 成年後見制度の見直しを受けた総合的な権利擁護支援策の検討に当たっては、地方公共団体の権限の在り方も含め、法制審議会民法（成年後見等関係）部会の議論の状況を踏まえつつ、検討を継続すべき。等の意見があった。

- 厚生労働省をはじめとする関係省庁においては、本とりまとめの内容・趣旨を十分に踏まえつつ、社会保障審議会福祉部会などの関係審議会等で議論の上、所要の制度改革を含めた必要な対応を行うべきである。
- 地域共生社会の実現に向けた取組はこれからが本番である。2040 年に向け、社会構造が大きく変化していく中で、これまで社会において頼りとしてきた地縁・血縁・社縁といった繋がりはますます弱くなり、孤立化はさらに進んでいくことが想定される。こうした流れの中で、全国の地域とそこに住む人々の暮らしを守っていくためにも、人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すことの価値と意義を提唱し続け、そして、実行に移していく必要がある。その際、単に制度を作り、それを実行していくだけでは、全ての人にとって包摂的な社会にはなり得ない。地域住民の主体性を基礎に、どのような地域にしたいかを自ら考え、今ある人や資源をつなぎあわせ、必要であれば新たに創り出す中で地域を創っていくことがこれからの社会には不可欠である。
 地域共生社会を実現していくためには、福祉施策の範疇にとどまらず、地域と行政が一体となり、政策のみならず、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げる次なるステージに進んでいかなければならない。そのためには、包括的支援の構築を地域に委ねるだけでなく、各府省庁・自治体の庁内連携の促進、庁内外における対話等を通じて協働・連携の輪を広げていくことが重要である。
- さらには、今後の社会構造の変化を踏まえると、包括的な支援体制の整備を考える上では、将来的には今回提唱した「機能集約化アプローチ」の必要性と有用性が過疎地域等に留まらず広がっていくことを想定しなければならない。
- 本とりまとめが、地域共生社会の次なるステージへの第一歩となり、そして、全ての市町村において、それぞれの地域の独自で自由な発想の下で、誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備が実現し、地域に住む人々同士が支え合い、自分らしく自律的な生を生きることができる地域共生社会が、全国に生み出され発展していくことを強く祈念し、結びとする。

地域共生社会の在り方検討会議 構成員名簿

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる＋（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長
鎬木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授
上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
○菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
田中 明美	生駒市特命監
中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事
永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
原田 正樹	日本福祉大学学長
松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
◎宮本 太郎	中央大学法学部教授

（◎は座長、○は座長代理）
（五十音順・敬称略）

**令和7年度
あまがさきし地域福祉計画（第4期）
評価・管理シート（令和6年度決算）
【案】**

基本目標 1

目指す姿		方向	基準値			目標値 (R8)	実績値						達成率
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8				
地域活動に参加している市民の割合		↗	R2	15.3	%	28	15.6	14.4	14.4			51.4%	

「基本目標」ごとに設定した「目指す姿」（成果指標）です。各指標の目指す方向を矢印で示し、実績値の推移を記載しています。

施策目標の「達成率」となります。
なお、算出式は、次のとおりとなります。
「達成率」＝ 実績値 / 目標値

Check 課題

・興味・関心を入口とした活動への広がりが生まれたり、活動への参加意欲がある方への展開されている学びや活動が届くよう、情報の把握や発信の手法など対策を施す必要がある。

②⑤【社会福祉関係団体補助金】
・市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につながない。

②③【支え合いの人づくり支援事業】

Check 課題

●「Do 成果」に関連する課題を記載しています。

Act 今後の取組

①⑤【地区学びと活動推進事業】
・地域課主催などの様々なプラットフォームにおいて交流が活発になる仕掛け、「あましえあ」や市民意識調査によるエリア分析の活用など、地域活動へ参加する市民を増やすための様々なきっかけづくりを行うことで、引き続き、地域発意の取組が継続して生まれる環境を整えていく。
・テーマ型と地縁型の活動がともに活性化し、これらが協働した取組が生まれるような状況を目指し、まずは、それぞれの活動者をつなげ支援する取組を進める。
・興味・関心を入口とした学びや活動に参加する意義や魅力を伝えとともに、活動情報や市民活動に有益な支援情報を含めた情報発信のあり方について検討を進める。

②⑤【社会福祉関係団体補助金】
・若い世代に向けたSNSによる効果的な情報発信の方法を検討する。

Act 今後の取組

●成果と課題等を踏まえて、令和6年度（今後）に取り組む（もしくは取り組んでいる）内容について、記載しています。

委員意見

CHECK

●上記に記載した内部（行政）評価（成果や課題等）に対する社会保障審議会地域福祉専門分科会の委員からの意見を記載します。

令和7年度 あまがさきし地域福祉計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本目標1

「ささえあい」を育む人づくり



展開方向	1	福祉学習の推進											
	目標数値		方向	基準値		目標	実績値						
	「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数		↗	R2	15	グループ	30	16	17	19	19		
方向性	(1) 多様な手法による学びの推進												
取組	①市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。 ②次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。 ③身近な地域課題を共有、学習するための ICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。												
方向性	(2) 学びの情報発信の充実												
取組	④地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。 ⑤さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。												
成果	①②③【支え合いの人づくり支援事業】(指標1-1) ・当事者団体や支援団体等の多様な主体と連携し、様々な世代に向けて地域共生社会をテーマに講演会を実施し、参加者から地域づくりの大切さの理解が得られた。 ・将来の担い手づくりに向けた、学生等への活動支援により、新たに子ども食堂での活動や親子を対象とした防災クッキングなど、12校19グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。それにより、学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。												
	①⑤【地区学びと活動推進事業】 ・地域コミュニティの活性化に向け、地域の方々にとって関心が高く身近なテーマを入り口として地域活動の参加へとつなげることを目的に、全ての地域課において防災や多文化共生をテーマに地域の実情に即した事業を実施した。 ・地域発意の取組を増やしていくために、地域課主催の複数のプラットフォームで開催方法を見直すなど、新規の参加者を増やす工夫を行った。 ・自治のまちづくりの拠点となる生涯学習プラザにおいて、賑わいや交流が生まれる環境づくりに向け、生涯学習プラザで市や指定管理者が実施する講座・イベント等について各主体が一元化した情報発信を行った。 ②⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、SNSを活用して、イベント情報やボランティア活動の動画などの発信に取り組んだほか、他団体と連携して担い手づくり等の講座を開催した。(市社協主催講座等数/延べ参加者数 R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人、R6:151回/4,397人) ④【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。 ・令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の学校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。												

目指す姿	方向	基準値		目標値(R8)	実績値						達成率
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	
地域活動に参加している市民の割合	↗	R2	15.3	%	28	15.6	14.4	14.4	16.6		59.3%

課題	①②③【支え合いの人づくり支援事業】 ・多くの市民が地域課題を把握し、我が事として行動してもらえるよう福祉学習を各地区で展開する必要がある。 ・見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。 ①⑤【地区学びと活動推進事業】 ・テーマ型の活動が増えつつある中、地縁型の活動者が減少している状況が継続しており、テーマ型の活動者を地縁型の活動につなげ、支援する取組がより一層必要である。 ・エリア分析の活用は、市民活動の参加者を増やすきっかけづくりに効果的であり、より効率的・効果的な分析手法の導入などに取り組むとともに、地域課題間で好事例を共有するなど横展開を行う必要がある。 ・まちに対する興味や関心はあるが、活動に結び付いていない市民に対して、参加意欲を高めるような情報や、実施主体を問わずまちじゅうで開催される学びの場の情報を届ける手法を構築する必要がある。 ②⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につなげていない。 ④【学社連携推進事業】 ・小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動例を検証・共有していく必要がある。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進には、行政による継続した伴走支援が必要である。											
今後の取組	①②③【支え合いの人づくり支援事業】 ・引き続き、地域振興センターや市社協、地域の様々な団体と連携し、地域住民が自分の暮らす地域の福祉活動に気づき、活動のきっかけとなる学びの場づくりに取り組む。 ・地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。 ①⑤【地区学びと活動推進事業】 ・課題となっている地縁型の活動の活性化に向け単位福祉協会の加入促進へつなげる取組を行うとともに、防災をはじめとした全市的な課題や地域特性に応じた課題それぞれをテーマとした取組を推進することで、引き続き、テーマ型と地縁型の活動が協働した取組の生まれる状況を目指す。 ・まちじゅうで実施主体を問わず展開されている幅広い学びと活動に関わる情報について、市ホームページ等で一元化して発信するなど工夫を行うことで、身近なテーマや課題意識に関連する取組への参加をきっかけにした、地域活動への参加者のすそ野を広げる。 ②⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・地域住民が自分の暮らす地域の福祉課題に気づき、活動のきっかけとなる学びの場づくりや、SNSの活用や新たに催事場でボランティアセンターの活動PRを行うこと等により、様々な世代に向けた情報発信に引き続き取り組む。 ④【学社連携推進事業】 ・令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。 ・地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組み、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。											
		委員意見										

令和7年度 あまがさきし地域福祉計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本目標1

「ささえあい」を育む人づくり



Plan	2	地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援														
	展開方向	目標数値				方向	基準値		目標	実績値						
		ささえあい地域活動センター「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数				↗	R2	176	件	360	315	348	592	554		
Do	方向性	(1) マッチングの推進														
	取組	①地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。 ②学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費を支援するとともに、市社協や各地域振興センターとも連携し、協働の相手方となる市民活動団体の紹介等を行う。 ③市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むすぶ」登録者に対し、地域で必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。														
	方向性	(2) 地域福祉活動情報の提供の充実														
	取組	④地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲) ⑤さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。(再掲)														
成果	①⑤【地域資源情報公開システム事業】 ・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当委員会にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。 ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。 ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。 ②④【支え合いの人づくり支援事業】 ・将来の担い手づくりに向けた、学生等への活動支援により、新たに子ども食堂での活動や親子を対象とした防災クッキングなど、12校19グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。それにより、学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。 ③【地域福祉推進事業】(指標1-2) ・6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。 ④【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。 ・令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の学校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。 ⑤【社会福祉関係団体補助金】(指標1-2) ・ <u>尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、SNSを活用して、イベント情報やボランティア活動の動画などの発信に取り組んだほか、他団体と連携して担い手づくり等の講座を開催した。(市社協主催講座等数/延べ参加者数 R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人、R6:151回/4,397人)</u>															
	課題	①⑤【地域資源情報公開システム事業】 ・「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間の円滑な情報共有を可能にするとともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。 ②④【支え合いの人づくり支援事業】 ・見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。 ③【地域福祉推進事業】 ・ <u>地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。</u> ④【学社連携推進事業】 ・令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。 ・地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組み、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。 ⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につながらっていない。														

A c t	今後の取組	①⑤【地域資源情報公開システム事業】 ・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当委員会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につなげられるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。 ・あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。 ②④【支え合いの人づくり支援事業】 ・地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。 ③【地域福祉推進事業】 ・市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。 ④【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールの導入に合わせ、コーディネーター未設置校にも順次配置するとともに地域課等との連携による学校支援を行う。また、地域学校協働活動に係る好事例の情報収集、学校現場との共有を図り、各学校の強みを生かした取組につながるよう支援する。 ⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・<u>地域住民が自分の暮らす地域の福祉課題に気付き、活動のきっかけとなる学びの場づくりや、SNSの活用や新たに催事場でボランティアセンターの活動PRを行うこと等により、様々な世代に向けた情報発信に引き続き取り組む。</u>											
		委員意見											

Plan	展開方向	3	地域福祉を推進する人材の育成													
		目標数値				方向	基準値			目標	実績値					
		支援関係者と地域活動者の相互理解のための研修開催回数				↗	R2	0	回	12	-	10	13	10		
	方向性	(1) 地域にかかわる専門職の研修の充実														
	取組	①地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じ、多様化・複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。 ②市職員や地域包括支援センター等の支援関係者と地域で活動する民生児童委員や保護司等の支援関係者が、お互いを理解し、顔の見える関係を構築するための研修を実施する。														
Do	成果	①【地域福祉推進事業】(指標1-3) ・より身近な地域での支え合い活動を推進する地域福祉の専門員として市社協に地域福祉活動専門員を配置し、専門性の向上に向けて研修を受講した。(研修参加延べ回数 R4:1,052回、R5:556回、R6:887回) ②【民生児童委員関係事業】 ・関係機関との円滑な連携のための研修等を実施し、一部の研修については動画DVDの配付や平日夜間・土曜日に開催することにより、受講しやすい環境づくりに取り組んだ。 ・身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修などを通じて、重層的支援の取組等の研修を行った。(研修回数 R4:8回、R5:8回、R6:7回)														
Check	課題	①【地域福祉推進事業】 ・地域福祉活動専門員の専門性を高め、市社協と連携し、専門職等に地域住民と協働して地域課題の解決に取り組むことの意義を伝えているが、各地区の地域課題解決の協議の場に専門職等の参画が得られていない。 ②【民生児童委員関係事業】 ・関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図るとともに、令和7年12月の民生児童委員の一斉改選に伴い、就労中の民生児童委員の増加も予想されることから、より一層研修を受講しやすい環境づくりが必要である。														
Act	今後の取組	①【地域福祉推進事業】 ・引き続き、地域福祉活動専門員の研修受講を進め、専門性を高めるとともに、市社協と連携し、地域づくりにおける多分野協働の必要性への理解を進め、各地区の地域福祉ネットワーク会議に各分野の専門職等の参画を図る。 ②【民生児童委員関係事業】 ・引き続き、研修を受講しやすい環境づくりに取り組む。														
	委員意見	CHECK														

令和7年度 あまがさきし地域福祉計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本目標2

多様な主体の参画と協働による地域づくり



Plan		1	地域を支えるネットワークづくり												
	展開方向	目標数値				方向	基準値		目標	実績値					
									R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		地域において新たな地域福祉活動を実施した団体数(延べ)				↗	R2	1,080	団体	1,200	1,128	1,458	1,404	1,561	
Do	方向性	(1) 地域での話し合いの場づくり													
	取組	①市社協との連携により、市民が活動しやすいさまざまな圏域で、興味・関心に応じた「子育て」「高齢者等の見守り」などの多様なテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。 ②地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)													
	方向性	(2) 多様な主体による協働の取組の推進													
	取組	③市社協と連携し、地域住民や福祉専門職、事業所、当事者団体等の多様な活動主体に地域福祉ネットワーク会議への参画を促すとともに、地域ごとの課題や高齢者等の見守り、災害時要援護者支援等の全市共通課題の共有、解決に向け、多様な主体による協働の取組を推進する。 ④地域福祉推進協議会等により、地域福祉ネットワーク会議で提起された地域福祉活動の推進方策や複雑・複合化した個別課題の解決に向けた協議、検討を行う。													
Check	成果	①③【地域福祉推進事業】(指標2-1) ・6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。 ②【みんなの尼崎大学事業】 ・まちで活動したい人などの相談・交流の場となるプラットフォーム「みんなの相談室」や、市民と職員がフラットに話せる場「尼大ランチミーティング」などを開催した。また、「オープンキャンパス」では、市内にあるさまざまなスポットを会場に、体験と対話を通じて学びを深めた。 ④【生活支援サービス体制整備事業】 ・地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が中心となって開催する各地区地域福祉ネットワーク会議において、地域住民や地域包括支援センター、事業所等と住民同士の支え合いに関する協議を行い、小田地区では支え合い活動団体の立ち上げに向けた取組を実施した。また、地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、園田地区では令和5年度に新たに立ち上がった支え合い活動団体に対し、引き続き、伴走支援を行ったことで、活動を開始させることができた。													
	課題	①③【地域福祉推進事業】 ・地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。 ②【みんなの尼崎大学事業】 ・「みんなの相談室」、「みんなの談話室」の実施が偶数月に実施していたが、定期的に集まれる場として実施することも検討する。 ④【生活支援サービス体制整備事業】 ・地域での活動に取り組む民間企業等とも連携しながら、多様な主体が地域課題等の洗い出し・解決策や必要となる取組等の検討を行っていく必要がある。													

目指す姿	方向	基準値			目標値 (R8)	実績値						達成率
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	
「困りごとを抱えている人に気づいたら何らかの行動をする(ほっとかない)」と考える人の割合	↗	R2	45	%	70	56.5	59.5	60.7	61.4			87.7%

A c t	今後の取組	①③【地域福祉推進事業】 ・市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。 ②【みんなの尼崎大学事業】 ・従前実施してきた、「みんなの相談室」、「みんなの談話室」、「ランチミーティング」を「オープンミーティング」として全市横断的に開催し、毎月意見交換を行う機会として実施する。 ④【生活支援サービス体制整備事業】 ・地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーター等が連携し、地域住民の主体的な活動を進めることに加え、それらの活動の補完や更なる推進を図るため、地域での活動に取り組む民間企業等有する知見等を活用するなど、住民参画・官民連携で支え合いに関する取組等を推進していく。
	委員意見	

基本目標2

多様な主体の参画と協働による地域づくり

	2	地域での見守り・ささえあいの充実													
展開方向		目標数値	方向	基準値			目標	実績値							
								R3	R4	R5	R6	R7	R8		
		要支援者等見守り活動地域数	↗	R2	46	地区	75	49	50	50	49				
方向性	(1) 多様な見守り・ささえあいの推進														
取組	①高齢者等の要支援者を対象とした訪問型の見守りや通い型の見守り等、重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協と連携し、連協圏域に限定しない見守りを推進する。 ②子どもから高齢者まで、また、課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。 ③市民活動団体と高校生・大学生等の福祉課題の解決に向けた協働による取組を支援することで、地域福祉活動の推進に取り組む。 ④地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。(再掲) ⑤地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)														
方向性	(2) 社会貢献活動の推進														
取組	⑥地域公益活動を実施していない社会福祉法人に対し、指導監査実施時に他法人の取組状況を踏まえた助言を行うことなどにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた啓発や情報提供を行う。														
成果	①【高齢者等見守り安心事業】(指標2-2) ・社会福祉連絡協議会(連協)圏域での新たな見守り活動実施地区の立ち上げに向け、見守り活動に関心ある避難行動要支援者名簿受領団体に働きかけを行ったほか、未実施地区の連協に見守り活動の支障となる内容や必要な支援内容の確認を進めた。また、地域の高齢者の見守りを希望する民間事業者との連携を促進するために、従来の見守り協定に加えて、令和6年度から開始している事業者登録制度について新たに4事業者が登録を行った。(登録済み事業者等 12団体) ・地域振興センターや市社協と連携した学生等の活動支援により、学生等と地域住民による高齢者等への見守り活動が実施された。														
	②【ユース相談支援事業】 ・令和元年度の事業開始当初から年々利用者は上昇しており、事業申請件数は目標値に届かなかったものの、委託事業者によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会を130回、家族交流会を6回、啓発事業を5回実施するなど、引き続き丁寧な支援を実施した。 ・関係部局や学識経験者を交えて具体的な支援手法に関する事例検討等を行うことで、関係部局間での連携強化や職員の能力向上に努めたほか、支援計画の明確化を図ることで効果的な支援を進めた。														
	②【認知症対策推進事業】 ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が定められたことから、認知症の理解や地域での支え合いの意識醸成を目的に、新たに、認知症フォーラム(128人参加)を開催し、当事者による講話や活躍している写真展示を行うとともに、認知症のシンボルカラーによる尼崎城のライトアップや認知症介護者団体と連携して普及啓発活動などを実施した。また、認知症になっても安心して地域で生活できるよう、利用できるサービスや相談窓口等の情報提供のため、もの忘れあんしんガイドを百歳体操等で配布した。 ・認知症サポーター養成講座(養成講座)を市内の学校や事業者、百歳体操等の参加者への周知やオンライン開催を行うとともに、新たに市職員必須研修への位置づけなどを行い、1,360人(令和5年度2,247人)が受講した。 ・認知症サポーター(サポーター)や本人の活躍の場「チームオレンジ尼崎」のサポーターは、77人(令和5年度49人)となった。また、移動支援等のモデル事業を3件実施した他、サポーターと認知症の人やその家族とともに、顔見知りである方が支援・依頼しやすいとの声があったことから、顔の見える関係づくりを目的に、市内の認知症カフェ(18か所)や介護施設(3施設)にサポーターが訪問し、レクリエーション等を実施した。														
	③【支え合いの人づくり支援事業】 ・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。														
	④【地域資源情報公開システム事業】 ・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。 ・あましえあ担当者会で意見を踏まえ、活用の幅が広がるよう、データのCSV出力が可能となる整備を行った。 ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。 ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。														
	⑤【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。また、令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の学校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。														
	⑥【児童福祉施設等指導監査等事業】 ・指導監査等実績件数(R7.3.31時点) 保育所41件、保育所型認定こども園2件、母子生活支援施設1件、幼保連携型認定こども園11件、小規模保育事業A型31件、認可外保育施設26件														
	⑥【社会福祉法人指導監査等事業】 ・指導監査等対象件数実績(R7.3.31時点) 社会福祉法人指導監査実施件数18件														

課題	①【高齢者等見守り安心事業】 ・連協圏域での活動においては、活動者の担い手不足や高齢化等による負担感に加え、サロンでの見守りや地域独自で希望者に対して自宅訪問による見守り活動が行われていることから、連協圏域での新たな活動の開始に慎重になっており、令和6年度は新規地区の立ち上げには至っていない。更に、連協の解散等に伴い、見守り活動を行う見守りあんしん委員会も解散し、実施地区の数も減少している。 ②【ユース相談支援事業】 ・保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があった方で、ひきこもり状態も比較的重篤でない対象者からの申請が多い。ひきこもり状態が重篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やしていくことが必要である。 ②【認知症対策推進事業】 ・認知症フォーラム等の認知症月間の取組を拡充するほか、新たに健診会場で、もの忘れあんしんガイドを配付するなど、より多くの人に認知症に興味・関心を持ってもらえるよう啓発活動を行うとともに、養成講座については、百歳体操等の集いの場に加え、商店街や商業施設等に受講の働きかけを行うことで、受講者増を目指す。 ・チームオレンジ尼崎サポーターが支援しやすく、認知症の人やその家族が依頼しやすいよう、サポーターと認知症の人等がマッチングできるイベント等を実施することで、サポーターと対象者との顔の見える関係づくりやより支援・依頼がしやすい仕組みになるよう見直しを行い、支援者数を増やしていく。また、認知症の人や「高齢者生きがい就労事業(就労的活動支援コーディネーター)」、サポーターと連携し、新たに、モデル的に仕事をテーマとする認知症の人が参加できる居場所づくりを行う。 ③【支え合いの人づくり支援事業】 ・見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、引き続き、多様な世代の参画の促進が必要となる。 ④【地域資源情報公開システム事業】 ・「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするとともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。 ⑤【学社連携推進事業】 ・小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動例を検証・共有していく必要がある。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進には、行政による継続した伴走支援が必要である。
	①【高齢者等見守り安心事業】 ・地域振興センターや市社協と連携し、見守り活動の未実施地区で活動に関心のある避難行動要支援者名簿受領団体への働きかけを行うとともに、事業者との見守り協定や登録による重層的な見守り体制を推進する。 ②【ユース相談支援事業】 ・30歳以上のひきこもり支援を行うしごと・くらしサポートセンターと更なる連携を図り、広報を充実させるなど事業の利用促進を図ることで必要な支援につなげていく。 ②【認知症対策推進事業】 ・認知症フォーラム等の認知症月間の取組を拡充するほか、新たに健診会場で、もの忘れあんしんガイドを配付するなど、より多くの人に認知症に興味・関心を持ってもらえるよう啓発活動を行うとともに、養成講座については、百歳体操等の集いの場に加え、商店街や商業施設等に受講の働きかけを行うことで、受講者増を目指す。 ・チームオレンジ尼崎サポーターが支援しやすく、認知症の人やその家族が依頼しやすいよう、サポーターと認知症の人等がマッチングできるイベント等を実施することで、サポーターと対象者との顔の見える関係づくりやより支援・依頼がしやすい仕組みになるよう見直しを行い、支援者数を増やしていく。また、認知症の人や「高齢者生きがい就労事業(就労的活動支援コーディネーター)」、サポーターと連携し、新たに、モデル的に仕事をテーマとする認知症の人が参加できる居場所づくりを行う。 ③【支え合いの人づくり支援事業】 ・引き続き、関係部局や市社協と連携し、学生等の活動希望に応じて協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。 ④【地域資源情報公開システム事業】 ・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につながれるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。 ・あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。 ⑤【学社連携推進事業】 ・令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。また、地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組み、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。 ⑥【児童福祉施設等指導監査等事業】【社会福祉法人指導監査等事業】 引き続き、関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。
今後の取組	
委員意見	



基本目標3

誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	1	包括的・総合的な相談支援の充実												
	目標数値			方向	基準値		目標	実績値						
	支援会議におけるケース検討数			↑	R2	4	件	60	—	51	48	45		
方向性	(1) うけとめ・つなげる相談支援の推進													
取組	①複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施 ②生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。 ③福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。 ④市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。 ⑤居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。													
成果	①③④【重層的支援推進事業】(指標3-1) ・課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに市営住宅の家賃滞納者への対応方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し、事例検討等による連携意識醸成を図るとともに、関係部局や地域の支援者、福祉事業者等の庁外関係機関に対して、支援者向けの不当要求に関する対策や再犯防止を目的とした研修等を31回行った。 ・相談支援を行う中で、外国籍住民が抱える課題を把握するとともに、「地域居住支援事業Ⅱ」による居住不安定者への入居後の生活支援等による家賃滞納の改善や「家計改善支援事業Ⅱ」による困窮世帯の家計の見える化、精神的な不調で外出困難者への医師の訪問・助言により、往診や支援方針の明確化につながる等、様々な支援機関との協働による伴走支援に取り組んだ。 ・司法関係機関との再犯防止連携会議の開催や裁判所・弁護士会共催の勉強会への参画を通して、再犯防止に向けた支援策の共有等を行った。 ・様々な支援機関や支援者が参画し、多角的な視点でのアセスメントによる支援方策を協議する支援会議(R4:51回、R5:48回、R6:45回)を実施し、ケース検討目標数は達成していないものの、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、教育機関・保護観察所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。 ①【ひきこもり等支援事業】 ・42世帯47人に対してアウトリーチ支援を実施し、ひきこもり当事者の居場所(28回延べ324人参加)や家族交流会(6回延べ51人参加)を定期開催するとともに、ひきこもり等に関する理解や知識を深められるよう市民向けの啓発セミナー(1回開催 参加者62名)を開催した。 ①②【生活困窮者自立相談支援事業】 ・生活困窮者自立相談支援事業では、複合的な課題を抱える相談者に対応するため、相談者に寄り添った伴走支援(訪問・同行支援)に努めて支援の充実を図った。 ⑤【あまがさき住環境支援事業(リーフル)】 ・建替え等により募集を停止している市営住宅の空き室を活用した「REHUL事業」を通して、地域支援や居住支援を行う団体計23団体に、62戸の空き室を提供(令和7年3月末時点)し、市営住宅の自治会支援、地域コミュニティの形成及び居住支援などの取組を実施した。													

目指す姿	方向	基準値		目標値(R8)	実績値						達成率
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	
「スムーズに支援の連携ができてい」と考えている支援関係者等の割合	↗	R2	民生31.5 保護司34.2 相談支援機関7.7	%	50	—	25.4 39.3 5.9	19.8 39.5 11.1	23.1 37.5 5.9		44.3%
成年後見制度利用にあたり、申立てから決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合	↘	R2	61.5	%	31	—	88.2	61.1	58.8		52.7%

Check	課題	<u>①③④【重層的支援推進事業】</u> ・課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。 ・相談支援においては、ひきこもり状態や孤立する外国籍住民等の様々な生きづらさを抱えた方が、地域社会で活動・交流する機会が少ないことや医療・介護・福祉の連携した支援につながっていないことが課題である。加えて、生活基盤である住居について、家計管理の課題による家賃滞納や住居を失った状態に対する相談対応には、住まいに関する専門的な知見・ノウハウが求められること等、包括的な相談支援が必要となる。 ・支援会議の実施には、課題の解きほぐしや、多分野多職種の支援機関・支援関係者との情報共有が求められることから、コーディネーターを行う職員の体制整備や負担軽減、人材育成が課題となる。 ①【ひきこもり等支援事業】 ・より多くの当事者をアウトリーチにつなげるために、継続的な広報等事例の早期把握に向けた地道な活動とともに、支援関係機関同士のネットワークの強化が必要である。 <u>①②【生活困窮者自立相談支援事業】</u> ・家計管理の課題による家賃滞納や住居を失った状態の相談者への支援には、住まいに関する専門的な知見・ノウハウが必要である。 ⑤【あまがさき住環境支援事業(リーフル)】 ・「REHUL事業」は、建替え予定の住宅の空き室の利活用であることから、事業の期間が限定されており、現在のスキームでは、いずれ提供できる空き室がなくなることが明らかであることから検討が必要である。
	今後の取組	<u>①③④【重層的支援推進事業】</u> ・重層的支援推進会議等を通じて庁内や庁外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。 ・ひきこもり状態や孤立する外国籍住民等が参加できる就農・販売体験や地域交流イベントを実施する「コミュニティファームにおける居場所づくり事業Ⅱ」に加え、境界知能や発達障害がわからないまま大人になる等で既存の制度の対象となりにくい方に対して、医療と介護・福祉の連携したアウトリーチ等を実施する「尼崎市医療・介護連携支援センター『あまつなぎ』の多世代対応に向けた拡充」を図る。 ・支援会議におけるケース検討数の増加に向けて、保健福祉センター内での複雑・複合化したケースの情報を共有する取組みや個人情報や安全かつ効率的に共有する重層的支援システムを活用して、会議の開催に向けた事務を効率的に進め、職員の負担軽減等につなげていく。 ①【ひきこもり等支援事業】 ・対象者の早期把握に向け、ホームページ・市報、啓発講座、各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法の周知を行うとともに、協議会を通じて支援のネットワークづくりの強化を進める。また、オンライン居場所など、ひきこもり当事者が支援につながりやすい環境の整備を検討する。 <u>①②【生活困窮者自立相談支援事業】</u> ・住まいに課題を抱える生活困窮者に対して、住まいに関する包括的な相談対応や入居物件・不動産業者の開拓等を行う住まい相談支援事業を実施するとともに、一時的な住まいの提供等を行う一時生活支援事業を実施することで「住まいの支援強化」を図り、包括的な相談支援の充実に取り組む。 ⑤【あまがさき住環境支援事業(リーフル)】 ・母子・父子や高齢者など真に住宅を必要とする要配慮者が市営住宅に入居しやすくなるような方策について検討し、その実施に向けた取組を進める。
	委員意見	

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



Plan	展開方向	1	包括的・総合的な相談支援の充実
	方向性	(2) 就労・学習支援の充実	
	取組	⑥関係機関と連携し、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。 ⑦発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。	
Do	成果	⑥【生活困窮者等就労準備支援事業】 ・当該事業の主な対象者は直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等であり、早期に当該事業への登録を促し、就労に向けた基礎能力の形成を図り、就労につなげる必要がある。 ・令和6年度の登録者は63人(R5:79人)と前年度と比べて減少しているが、そのうち23人(R5:16人)は求職活動に移行、21人(R5:14人)が就労を開始し、求職活動への移行及び就労開始人数は前年度より増加している。 ⑥【障害者就労支援事業】 ・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、37人が一般就労につながった。 ・障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用し、共同受注の支援により、発注企業(10社・12件)から21施設への契約に結び付けた。また、庁内販売「尼うえるフェア」を中心に物品等の販売会を計30回開催した。 ・就労支援ネットワーク会議では、就労移行支援事業所を中心に5回開催し、面接練習会や職場実習を行うことで、一般就労に向けた支援を行った。また、より効果的な会議運営に向けて、現状の課題や整理事項等についての意見交換を進めた。 ⑦【不登校対策事業】 ・校内サポートルーム・エリア設置事業 モデル校14校(中学校8校と小学校6校)で同ルーム・エリアの整備及びその進捗について調査を行った。また、支援の充実を図るため、中学校17校と小学校22校に学習支援員を配置。これにより、学校現場においても、同ルーム・エリアの設置は、不登校の未然防止に効果的であるという認識が定着している。一方で、設置するにあたって、各学校に応じた適切な運営方法等を計画することに時間を要している。 ⑦【発達相談支援事業】 ・心理士・作業療法士・言語聴覚士・保健師による専門職による相談は723件、診察271件、延べ994件実施した。 ・幼少期から切れ目なく発達相談支援ができるよう、いくしあ、保健所、南北地域保健課、障害福祉政策担当、保育所、幼稚園、小学校や児童発達支援センター等、支援関係機関の連携を強化するとともに、現在の支援体制を十分に機能させていくことが重要であることから、就学前後にかかる子どもの発達支援推進会議を立ち上げ、支援が必要な子どもについて関係機関内での情報共有、各機関の役割や実施事業について協議し、どこで相談を受けても必要なサービスや支援につなげられるネットワーク構築に取り組んだ。	
Check	課題	⑥【生活困窮者等就労準備支援事業】 ・生活保護受給者の新規登録者が年々減少している(R4:12人、R5:11人、R6:7人)。 ⑦【不登校対策事業】 ・不登校児童生徒の割合は低下したものの、全国的な傾向と同様に依然として高い割合で推移している。 ・校内サポートルーム・エリアを設置するにあたっては、各学校に応じた適切な運営方法等を計画することに時間を要している。 ⑦【発達相談支援事業】 ・いくしあに入る相談のうち、子どもの発達に関する相談の割合が高い割合(16.6%)で継続しており、気になることや困りごとを抱える子どもやその保護者に対する支援が必要である。	
Act	今後の取組	⑥【生活困窮者等就労準備支援事業】 ・様々な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対しては、一般就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援することが何よりも必要であるため、引き続き当事業は実施していく。 ・組織的なケース検討による評価と支援方針に基づいた定期的な進捗確認は、一般就労の難しい支援対象者の掘り起こしに有用なため引き続き実施していくが、生活保護受給者の新規登録者が減少してきているため、支援対象者を当事業へつなげるために、定期的な進捗確認の他にも有効な方法がないか検討を進める。 ⑥【障害者就労支援事業】 ・就労選択支援事業が令和7年10月から円滑に開始できるよう、国からの情報収集に努めるとともに、事業者や特別支援学校等との関係機関との協議を早期に進め、相互の役割分担等のスキームを固めていく。 ⑦【不登校対策事業】 ・校内サポートルーム・エリアの整備および機能拡充をさらに進める(R7年度は中学校9校と小学校15校を整備)。また、同ルーム・エリアにおける支援の充実を図るため、昨年度から7校増となる中学校17校と小学校29校に学習支援員の配置を行う。加えて、同ルーム・エリア設置、運営のためのガイドブックを作成し、学校現場での活用を図る。 ⑦【発達相談支援事業】 ・子ども支援教室について、これまでは集団生活上で困りごとのある子どもをつなげやすくするために、幼稚園や保育所等就学前施設に周知を行い申し込みを受け付けていたが、次年度より希望する保護者が直接申し込みができるよう周知を行い、広く受け入れを始める。	
		委員意見	

Plan	展開方向	1	包括的・総合的な相談支援の充実
	方向性	(3) 相談支援を担う人材の育成	
	取組	⑧地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。	
Do	成果	⑧【重層的支援推進事業】 ・課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに市営住宅の家賃滞納者への対応方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し、事例検討等による連携意識醸成を図るとともに、関係部局や地域の支援者、福祉事業者等の庁外関係機関に対して、支援者向けの不当要求に関する対策や再犯防止を目的とした研修等を31回行った。	
Check	課題	⑧【重層的支援推進事業】 ・課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。	
Act	今後の取組	⑧【重層的支援推進事業】 ・重層的支援推進会議等を通じて庁内や庁外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。	
		委員意見	

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



Plan	展開方向	2	権利擁護の推進										
		目標数値		方向	基準値		目標	実績値					
								R3	R4	R5	R6	R7	R8
	市長申立案件における受任調整の実施割合		↗	R2	15.8	%	100	6.1	69.2	100.0	50.0		
方向性	(1) 成年後見制度の利用促進												
	取組	①権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の充実や、複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携強化に取り組む。 ②成年後見等支援センター運営委員会等において、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」「後見人候補者の段階からの支援参加」による、市長申立から決定までの期間短縮や支援者の負担軽減等の運用改善に向けた協議、検討を行う。 ③さらなる市民後見人の養成等に向け、ICTを活用した養成研修や未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する支援、市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行う。 ④市社協や各地域振興センター、教育委員会と連携し、市民向けフォーラムの開催や各種研修会等での説明、各種関係機関からの啓発チラシの配布、SNSを活用した広報等、成年後見制度の周知に向けた啓発や情報提供を行う。											
Do	成果	①②③④【権利擁護推進事業】(指標3-2) ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職をはじめとした各関係機関、関係各課が参画する成年後見等支援センター運営委員会を2か月に1度開催し、支援者の顔の見える関係づくりを行う中で、令和6年度には、新たに支援拒否などにより対応が困難な事例のケース検討を行い、それぞれの立場において解決方法を検討するなど連携の強化を図った。 ・令和5年度の運営委員会での期間短縮に係る協議内容を受け、市長申立案件の事務処理方法を見直し、後見制度利用までの期間を短縮し、申立件数を5年度13件から6年度22件に伸ばした。また、報酬助成制度の事務処理を進め、助成決定の迅速化により、後見人等から、助成制度が利用しやすくなり、新たな受任もしやすくなったといった意見がきかれた。 ・市民後見人フォローアップ研修においては新たに家庭裁判所に講師としての参画依頼を行い、「家庭裁判所の後見監督について」をテーマとして研修を行うことで、市民後見人の後見業務の理解を深めた。また、後見人同士のネットワークの構築の一助となるよう開催した「後見人交流会」には市民後見人の参加も促した。そのほか、後見制度利用者の増加に備えた担い手確保の取組として、市民後見人の養成に加え、法人後見に関心を示す社会福祉法人や家庭裁判所と協議を進めた。 ・成年後見等支援センターにおいては、後見に係る診断書の作成に携わる医師向けに新たに出前講座を開催するとともに、市民向けの「権利擁護フォーラム」を開催したほか、パンフレット等の配布先として既存配布先に加え6医療機関拡充した。											
		①②③④【権利擁護推進事業】 ・成年後見等支援センター運営委員会を継続して実施する中で、より一層関係機関同士の連携を図る必要がある。 ・成年後見制度に対するニーズが増加する一方、限られたマンパワーの中で市長申立に関する申立てペースを落とさないために、制度利用までの期間短縮に向けた検討を引き続き進める必要がある。 ・将来を見据えた成年後見人等の担い手の確保に向けて、引き続き専門職団体と連携を図るとともに、市民後見人の活躍の機会の確保に向けた検討や法人後見実施に向けて、家庭裁判所等との協議や検討を進める必要がある。 ・成年後見制度に係るより多くの市民の理解を進めるため、周知啓発活動に継続して取り組む必要がある。											
Check	課題	①②③④【権利擁護推進事業】 ・支援者同士の横のつながりづくりの場となっている成年後見等支援センター運営委員会を継続して実施する中で、対応困難ケースの事例を通して、より一層連携を図っていく。 ・引き続き、後見制度利用までの期間短縮に向けた検討を行うとともに、各専門職団体との連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。 ・各専門職団体との更なる連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。 ・引き続き成年後見制度のパンフレット等の配布先を拡充するなど、周知啓発を図っていく。											
		①②③④【権利擁護推進事業】 ・支援者同士の横のつながりづくりの場となっている成年後見等支援センター運営委員会を継続して実施する中で、対応困難ケースの事例を通して、より一層連携を図っていく。 ・引き続き、後見制度利用までの期間短縮に向けた検討を行うとともに、各専門職団体との連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。 ・各専門職団体との更なる連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。 ・引き続き成年後見制度のパンフレット等の配布先を拡充するなど、周知啓発を図っていく。											
Act	今後の取組	①②③④【権利擁護推進事業】 ・支援者同士の横のつながりづくりの場となっている成年後見等支援センター運営委員会を継続して実施する中で、対応困難ケースの事例を通して、より一層連携を図っていく。 ・引き続き、後見制度利用までの期間短縮に向けた検討を行うとともに、各専門職団体との連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。 ・各専門職団体との更なる連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。 ・引き続き成年後見制度のパンフレット等の配布先を拡充するなど、周知啓発を図っていく。											
		①②③④【権利擁護推進事業】 ・支援者同士の横のつながりづくりの場となっている成年後見等支援センター運営委員会を継続して実施する中で、対応困難ケースの事例を通して、より一層連携を図っていく。 ・引き続き、後見制度利用までの期間短縮に向けた検討を行うとともに、各専門職団体との連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。 ・各専門職団体との更なる連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。 ・引き続き成年後見制度のパンフレット等の配布先を拡充するなど、周知啓発を図っていく。											
委員意見													



Plan	展開方向	2	権利擁護の推進
	方向性	(2)人権侵害防止や差別解消の推進	
	取組	⑤市が把握した人権侵害や差別事象について、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。 ⑥「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの権利に関する救済や相談を受け付け、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行い、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言等を行う。 ⑦地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)	
	方向性	(3)指導監査の充実	
	取組	⑧引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。	
Do	成果	⑤【人権啓発事業】 ・人権についての市民等意識調査を実施し、市民および職員の人権に関する意識の変化等について把握・分析したところ、人権課題によっては、若年層に自己責任論を支持する回答が高い傾向が見られた(高齢者・障害のある人など)。 ・部落差別(同和問題)対応事例集を作成し、庁内に周知した。 また、性的マイノリティのほか、事実婚も対象者に加え、互いの子や親等の近親者も含めて受領証に名前等を記載する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へと拡充し、生活上の困り事への解消・対応を図った。 ⑥【子どものための権利擁護委員会運営事業】 ・令和6年度の新規相談件数は39件(令和5年度:47件、令和4年度33件) ・こどもの意見表明を支援する「言うてえねん会議」を3回開催したほか、当委員会の愛称募集を行った。 ⑦【地域包括支援センター運営事業】 ・認知症地域支援推進員が中心となり、地域ケア会議での事例検討や認知症当事者の参画による講座を企画実施するとともに、若年性認知症の事例検討会を主催する等、多彩な活動を行った。 ⑧【児童福祉施設等指導監査等事業】 ・指導監査等実績件数(R7.3.31時点) 保育所41件、保育所型認定こども園2件、母子生活支援施設1件、幼保連携型認定こども園11件、小規模保育事業A型31件、認可外保育施設26件 ⑧【社会福祉法人指導監査等事業】 ・指導監査等対象件数実績(R7.3.31時点) 老人福祉施設等224件、障害者福祉施設等210件	
		Check	課題
Act	今後の取組		
		委員意見	



基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



展開方向	3	情報・コミュニケーション支援の推進													
	目標数値			方向	基準値		目標	実績値							
	シニア情報ステーションの設置箇所数			↗	R2	150	箇所	210	159	168	169	177			
方向性	(1) 多様な手法による情報提供やコミュニケーション支援の充実														
	取組	①「シニア情報ステーション」を活用し、福祉サービスや地域活動等に関する情報発信を進める。 ②高齢者や障害のある人、外国籍住民などが円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性や多言語に配慮した情報提供・意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。 ③市民や支援関係者等が、地域で活動する際の情報や支援に必要な情報を取得・利用できるよう、地域情報共有サイト「あましえあ」などを活用し、市民活動団体の取組や事業所情報の共有に取り組む。													
成果		①【高齢者元気アップ活動情報発信等事業】(指標3-3) ・シニア情報ステーション(ステーション)は、新たに銭湯やスポーツジム等に働きかけ、設置数が177か所(令和5年度169か所)となった。また、ステーションで配布するシニア元気アップパンフレットに、フレイルのセルフチェックができる質問票や各事業のフレイル対策の3要素の関連を掲載し、主体的な介護予防活動に向けた意識醸成を図った(パンフレット配布数約22,000部)。 ②【多文化共生社会推進事業】 ・外国人総合相談センターにおいて、日常における困りごとや在留資格の更新等のさまざまな悩みを気軽に相談できるワンストップ窓口として、運営を行っている。 ＜令和6年度実績＞外国人総合相談窓口相談実績:816回(延べ1,203件)、電話通訳:66件、テレビ通訳:216件 また、庁内職員向け研修として「やさしい日本語講座&実践編」を実施し、各窓口サービスの向上を図ったほか、各課からの依頼により、行政文書や事業チラシ等の多言語翻訳を行った。 ③【地域資源情報公開システム事業】 ・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。 ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。 ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。													
	課題	①【高齢者元気アップ活動情報発信等事業】 ・介護予防活動の普及啓発に向けては、高齢者の情報発信の拠点であるシニア情報ステーションの設置数を増やす必要がある。また、シニア元気アップパンフレットについては、高齢者等がより関心を持てるよう、市民や専門職等の声を聞きながら、より高齢者等が知りたい情報を掲載する必要がある。 ②【多文化共生社会推進事業】 ・外国籍住民の更なる増加が見込まれる中、日本人と外国籍住民が相互理解を深め、それぞれが共に暮らしやすい環境を作っていく必要がある。 ③【地域資源情報公開システム事業】 ・「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするとともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。													
今後の取組		①【高齢者元気アップ活動情報発信等事業】 ・シニア情報ステーション設置数増に向け、高齢者が普段よく行く場所に加え、高齢者を親に持つ子世代から介護予防活動の問い合わせがあることから、新たに、世代を問わず来訪者数が多い商業施設等で設置できるよう働きかけを行っていくとともに、市民フレイルサポーターと連携し、新たに健診会場等でフレイル予防の啓発を行っていく。 ②【多文化共生社会推進事業】 ・外国人総合相談センターにおいて、ネパール語相談員の配置を週1回から週3回に拡充するほか、通訳タブレットを関係各課に12台増設(6台⇒18台)するなど、相談機能の強化を図る。 ③【地域資源情報公開システム事業】 ・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もがが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につながれるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。 ・あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。													
委員意見															



基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



展開方向	4	要配慮者(災害時要援護者)支援の推進													
	目標数値				方向	基準値		目標	実績値						
	個別避難計画の策定率				↗	R2	－	%	100	－	－	6.6	45.7		
Plan	方向性	(1)要配慮者避難支援の充実													
	取組	①要支援者システムを活用した避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、自主防災会や市社協、福祉専門職と連携し、個別避難計画の段階的な作成を行う。 ②要配慮者支援体制の構築に向け、市と福祉専門職との災害時連携マニュアルを策定する。 ③災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を活用して支援関係者と連携し、要配慮者への確実な情報伝達に取り組む。 ④避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。													
	方向性	(2)地域防災力の向上													
	取組	⑤市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。(再掲)													
D o 成果		<u>①②③【災害時要援護者支援事業】(指標3-4)</u> ・市社協等と連携し、共助による避難支援を啓発し、新たに2つの社会福祉連絡協議会(連協)が名簿を受領(計27連協、19福祉協会)し、6団体で避難訓練等が行われた。関西国際大学と協働作成したパンフレットを活用し、市政出前講座等での自主的な計画作成の呼びかけや、災害リスクが高いと考えられる要支援者に直接働きかけ、新たに89人の計画を作成した。(計149人) ・特別養護老人ホーム1施設を新たに福祉避難所へ指定した(計46施設)。「1.17は忘れない」地域防災訓練等で福祉避難所6施設と要配慮者の受け入れ情報伝達訓練を実施した。													
		③④【地域の防災力向上事業費】 ・「1.17は忘れない」地域防災訓練では、各地区会場にて地域住民が、主体となり、消防団やPTAの方々が参加する中で、避難所内で起こりうる課題に対して、避難所運営訓練の一環で実施した。また、要配慮者に対するトリアージの実施、聞き取り体制の強化を目的とし、福祉避難所6施設と要配慮者の受け入れ情報伝達訓練を実施した。その他にもワークショップ形式で避難所運営訓練を実施、意見交換を通じて、考えるきっかけ作りを行った。 ・市内に75団体ある自主防災会に対して、県の助成事業の積極的な活用や出前講座、地域の防災訓練などを通じて地域の防災力の向上を目指す取組を進めた。 ・水防法の改正に伴い、新たに中小河川を含む洪水ハザードマップなどの整備を行ったほか、啓発情報面をさらに充実化させ、ホームページでの公表、出前講座での配布、地域の訓練など様々な機会を捉えた周知啓発を実施した。													
		④【防災対策等事業】 ・特別養護老人ホーム1施設を新たに福祉避難所へ指定した(R6:46施設)。マニュアル作成等につながるよう防災総合訓練等での福祉避難所指定6施設を対象に被災状況報告から開設までの情報伝達訓練等を行った。													
		⑤【地区学びと活動推進事業】 ・地域コミュニティの活性化に向け、地域の方々にとって関心が高く身近なテーマを入り口として地域活動の参加へとつなげることを目的に、全ての地域課において防災や多文化共生をテーマに地域の実情に即した事業を実施した。 ・地域発意の取組を増やしていくために、地域課主催のプラットフォームで実施日時の見直しなど、新規の参加者を増やす工夫を行った。													

Check	課題	①②③【災害時要援護者支援事業】 ・地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、引き続き、避難支援等関係者に過度な負担とならないよう関係者の意向に留意して取組を進める必要がある。 ・開設・運営訓練未実施の福祉避難所指定施設に対し、施設の実情に応じた開設・運営訓練を実施し、課題の整理・対策を進める必要がある。 ③④【地域の防災力向上事業費】 ・市内の外国籍住民が増加する中、災害時の避難方法、防災情報の入手方法などをはじめとした情報発信の多言語対応が課題となっている。 ・新たなハザードマップを周知するとともに、事前に家族や知人とマイ避難カード等を活用し、発災時の避難行動計画を考えてもらうきっかけ作りをする必要がある。 ・要配慮者向けに、より一層防災情報の周知を行えるように情報発信を行うとともに、平時から防災意識の向上に向けて、効果的な取組を行う必要がある。 ・防災活動が停滞している地域や防災意識が希薄な市民など、多様な主体に対する開拓や関わりに係る強化をどのように行っていくか、改めて考えていく必要がある。 ④【防災対策事業】 ・開設・運営訓練未実施の福祉避難所指定施設に対し、施設の実情に応じた開設・運営訓練を実施し、課題の整理・対策を進める必要がある。 ⑤【地区学びと活動推進事業】 ・テーマ型の活動が増えつつある中、地縁型の活動者が減少している状況が継続しており、テーマ型の活動者を地縁型の活動につなげ、支援する取組がより一層必要である。 ・エリア分析の活用は、市民活動の参加者を増やすきっかけづくりに効果的であり、より効率的・効果的な分析手法の導入などに取り組みとともに、地域課間で好事例を共有するなど横展開を行う必要がある。
	今後の取組	①②③【災害時要援護者支援事業】 ・地域での災害時要援護者支援への協力意向のある連協等への支援を進めるほか、避難支援体制づくりに向けた啓発等の取組や避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。 ③④【地域の防災力向上事業費】 ・市内の大学やPTAなど多様な主体への参加を促し、多面的な観点から啓発ができるよう各地域振興センターが持つつながりを共有・連携し、取組を進めていく。 ・やさしい日本語による啓発媒体の作成、ハザードマップの多言語版等の整備のほか、点字・音声版のハザードマップの作成を行い、外国籍住民をはじめとした要配慮者が避難場所等の情報を取得できるよう、防災情報の多言語対応等を進めていく。また、関係部局と連携し、出前講座や各種イベント等のあらゆる機会を通じて、それらの活用についても啓発を行う中で、平時から要配慮者や外国籍住民等の防災意識の向上に努める。 ・新たなハザードマップや更新を進める誘導板を活用した防災意識の啓発を図り、ハザードマップの全戸配布を確実に実施する。また、国、県、市が進めている河川、防潮堤などのインフラ整備の取組状況等について、広く市民に周知する。 ④【防災対策等事業】 ・福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を進めるとともに、指定施設への情報伝達や多様な要支援者を想定した開設・運営訓練に取り組む。 ⑤【地区学びと活動推進事業】 ・課題となっている地縁型の活動の活性化に向け単位福祉協会の加入促進へつながる取組を行うとともに、防災をはじめとした全市民的な課題や地域特性に応じた課題それぞれをテーマとした取組を推進することで、引き続き、テーマ型と地縁型の活動が協働した取組の生まれる状況を目指す。
委員意見		



基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



Plan	展開方向	5	安全・安心に暮らす取組の推進													
		目標数値			方向	基準値		目標	実績値							
		支援会議における支援件数			↗	R2	4	件	60	14	51	48	45			
	方向性	(1)住宅確保要配慮者支援等の推進														
取組	①居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。(再掲)															
	②民間団体・事業者等と連携した居住支援策の検討等や、賃貸住宅オーナーへの啓発・PR による高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図る。															
		③高齢期の生活支援の充実や利便性の向上に向け、市営住宅の建替で創出した余剰地を活用し、地域状況に応じた福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。														
Do	成果	①【住宅確保要配慮者の居住の安定の確保】 ① 民間団体・事業者等による住宅と福祉等の各方面からの幅広い居住支援について (1) 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの促進のための新たな仕組みづくりを進めるため、居住支援法人との協議を行った。(住宅政策課) (2) 「地域居住支援事業Ⅱによる居住不安定者への住居確保や入居後の見守り等により家賃滞納が改善した。(重層的支援推進担当) ② 関係する支援機関や民生児童委員等への情報提供の充実について (1) 地域福祉計画庁内推進会議や、地域福祉推進協議会において、関係課における住宅確保要配慮者に対する課題や、寄せられた相談内容等の情報を共有している。 (2) 障害者グループホームの利用(空き)状況の公表をしている。(155ホーム(令和7年3月時点:原則2か月毎に更新))(障害福祉政策担当) (3) 課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに住宅管理担当と滞納者情報の共有方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し事例検討等による連携意識醸成を図った。(重層的支援推進担当) ①【重層的支援推進事業】(指標3-5) ・様々な支援機関や支援者が参画し、多角的な視点でのアセスメントによる支援方策を協議する支援会議(R4:51回、R5:48回、R6:45回)を実施し、ケース検討目標数は達成していないものの、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、教育機関・保護観察所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。 ②【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】 ・居住支援団体や行政等関係機関が参加する居住支援団体研修会において、先進事例について学びながら、より良い連携方法の構築を図るための意見交換を行った。 ③【市営住宅の建替えにおける余剰地の活用による社会福祉施設等の導入】 ・市営宮ノ北住宅の余剰地の一部について、有料老人ホームの整備に向け、事業者の選定を行った。 ・市営時友住宅及び宮ノ北住宅の余剰地の一部への生活利便施設等の導入に向けて検討を進めていく。														
Check	課題	①【住宅確保要配慮者の居住の安定の確保】 ① 民間団体・事業者等による住宅と福祉等の各方面からの幅広い居住支援について (1) 新たな仕組みづくりを進めるにあたり、関係課それぞれにおいて関係機関と連携し、具体的な運用方法等を整理する必要がある。 ② 関係する支援機関や民生児童委員等への情報提供の充実について (1) 関係機関への情報提供の手法に関しては検討が必要である。 (2) 障害者の住まいに関する情報提供については、居住支援機能を担う「リレくらしサポートセンター」において、グループホームの利用(空き)状況の把握と発信を行っているが、民間賃貸住宅に関する情報は把握していないため、十分な対応とはなっていない。(障害福祉政策担当) ①【重層的支援推進事業】 ・支援会議におけるケース検討数の増加に向けて、保健福祉センター内での複雑・複合化したケースの情報を共有する取組みや個人情報や安全かつ効率的に共有する重層的支援システムを活用して、会議の開催に向けた事務を効率的に進め、職員の負担軽減等につなげていく。 ②【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】 ・事業の認知度が低い。 ・要件の一つである「耐震性能を有すること」を満たすことができず、登録に至らない物件が多くある。 ・セーフティネット住宅の登録数は増えているが、実態は大手賃貸住宅事業者の一社登録により登録数が伸びており、他の賃貸住宅事業者に対しても登録してもらえるように働きかけることが必要である。														

Act	今後の取組	①【住宅確保要配慮者の居住の安定の確保】 ① 民間団体・事業者等による住宅と福祉等の各方面からの幅広い居住支援について (1) 住宅セーフティネット法の改正により、令和7年度の秋頃に、居住支援法人等が大家と連携して「日常の安否確認・見守り」や「生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ」を行う住宅(=居住サポート住宅)の認定制度が創設される予定であり、庁内での連携を進めていく必要がある。 ② 関係する支援機関や民生児童委員等への情報提供の充実について (1) 引き続き、既存の会議体での情報共有を行っていくとともに、関係機関への情報提供の手法について検討していく。 (2) 「住まいと暮らしのための計画」の取組(方向性6(1)③:高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及)と連携し、障害のある人が入居しやすい民間賃貸住宅の情報提供(紹介)が行えるよう、検討を進めていく。(障害福祉政策担当) (3) 庁内推進会議等を通じて関係機関と情報共有を図る。(重層的支援推進担当) ①【重層的支援推進事業】 ・支援会議におけるケース検討数の増加に向けて、保健福祉センター内での複雑・複合化したケースの情報を共有する取組みや個人情報や安全かつ効率的に共有する重層的支援システムを活用して、会議の開催に向けた事務を効率的に進め、職員の負担軽減等につなげていく。 ②【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】 ・幅広くセーフティネット住宅の登録してもらえるように、賃貸住宅事業者に対して働きかけていく。 ③【市営住宅の建替えにおける余剰地の活用による社会福祉施設等の導入】 ・市営住宅の建替えの検討に合わせて、関係部局と調整を図りながら、民間事業者の意向把握を行い、高齢者福祉施設や生活利便施設等の導入の可能性について検討していく。
	委員意見	

Plan	展開方向	5	安全・安心に暮らす取組の推進	
	方向性	(2)地域での防犯対策等の推進		
	取組	④高齢者の見守り活動等のさまざまな地域の活動と連携し、防犯意識を高める啓発活動や各世代に応じた消費者教育等を行う。		
Do	成果	④【街頭犯罪防止等事業】 ・特殊詐欺対策として、県自動通話録音電話機普及促進事業を活用し、満65歳以上の高齢者を対象に補助事業を実施した(940人)。また、警察や協力金融機関等と実施しているATM前警戒パトロールなどの取り組みでは、計8件の被害を防いだ。		
	課題	④【街頭犯罪防止等事業】 ・市内の特殊詐欺認知件数は減少したものの、被害総額は依然として増加傾向にあり、被害の約7割が固定電話を介していることから、固定電話への詐欺対策が必要である。		
	今後の取組	④【街頭犯罪防止等事業】 ・特殊詐欺対策として、市政出前講座やサマセミ等、市民への啓発活動の機会を活用し、特殊詐欺対策を含めて防犯意識の向上を図る。		
委員意見				

市民等意識調査の概要について

調査目的

現在、社会・経済情勢の変化等による地域のつながりの希薄化などにより地域社会の相互扶助機能の低下等に加え、「地域生活課題」の多様化・複合化が課題となっている。

また、「重層的支援体制整備事業推進計画」、「再犯防止推進計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」としても位置付けられるため、各計画の推進に向けて、課題解決につながる具体的な取り組みの立案が必要となる。

そのため、市民、福祉事業者、民生児童委員及び保護司の認識する「地域生活課題」と、それに対する各主体の取り組みや市民の地域社会感情（帰属意識等）を把握し、計画策定における基礎資料とする。

調査予定対象

【調査予定対象件数】 3,188人

- ① 市民 2,000人 住民基本台帳等に記載されている市内在住の18歳以上の市民から無作為抽出
- ② 民生・児童委員 762人 ※民生・児童委員数
- ③ 保護司 176人 ※保護司数
- ④ 相談支援機関等 250事業者程度（地域包括支援センター等）

スケジュール

【調査スケジュール（予定）】

③ 調査票発送 1月中旬

④ 回収締切日 1月下旬

⑤ 報告書納品 3月中旬

【計画策定部会スケジュール】

① 10/31 第1回 調査概要説明

② 11/10・12/15
第2・3回 調査項目設定

⑥ 4月下旬～5月中 第4回 結果報告

